

## 会員規約・規定

DREAMe-W JCBカード

DREAMe-S JCBカード

(平成29年3月現在)

# 中国銀行JCBカード会員規約

## 第1章 総則

### 第1条(会員)

1. 株式会社中国銀行(以下「当行」という。 )および株式会社ジェーシービー(以下「JCB」という。 )が運営するクレジットカード取引システム(以下「JCBクレジットカード取引システム」という。 )に当行およびJCB(以下「両社」という。 )所定の入会申込書等において、本規約を承認のうえ、会員区分を指定して申込まれた方で両社が審査のうえ入会を承認した方を本会員といたします。
2. JCBクレジットカード取引システムに両社所定の入会申込書等において、本規約を承認のうえ、家族会員として入会を申込まれた本会員の家族で、両社が審査のうえ入会を承認した方を家族会員といたします。家族会員は、当行が、家族カードの利用内容・利用状況等を本会員に対し通知することを、あらかじめ承諾するものとします。
3. 本会員は、家族会員に対し、本会員に代わって家族カード(第2条第1項で「家族カード」として定義されるものをいう。以下本条において同じ。 )を使用して、本規約にもとづくカード利用(第3章(ショッピング利用、金融サービス)に定めるショッピング、キャッシング1回払いおよびキャッシングリボ払い(以下併せて「金融サービス」という。 )ならびに第5条に定める付帯サービス等の利用の全部または一部をいう。以下同じ。 )をおこなう一切の権限(以下「本代理権」という。 )を授与します。なお、本会員は、家族会員に対する本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合は、第44条第2項所定の方法により家族会員によるカード利用の中止を申出るものとします。本会員は、この申出以前に本代理権が消滅したことを、両社に対して主張することはできません。
4. 本代理権の授与にもとづき、家族会員の家族カードによるカード利用はすべて本会員の代理人としての利用となり、当該家族カード利用にもとづく一切の支払債務は本会員に帰属し、家族会員はこれを負担しないものとします。また、本会員は、自ら本規約を遵守するほか、善良なる管理者の注意をもって家族会員をして本規約を遵守させる義務を負うものとし、家族会員が本規約に違反した場合には、両社に対し、連帯して責任を負うものとします。
5. 本会員と家族会員を併せて会員といたします。
6. 会員と両社との契約は、両社が入会を承認したときに成立します。
7. 会員には、ゴールド会員、一般会員等の区分があります。会員区分により、カード(第2条第1項に定めるものをいう。 )の利用可能枠、利用範囲、利用方法、家族会員の有無等が異なります。

### 第2条(カードの貸与およびカードの管理)

1. 当行は、会員本人に対し、両社が発行するクレジットカード(以下「カード」という。また、「カード」のうち家族会員に貸与されるカードを以下「家族カード」という。 )を発行し、貸与します。カードには、ICチップが組み込まれたICカード(以下「ICカード」という。 )を含みます。会員は、カードを貸与されたときにただちに当該カードの所定欄に自己の署名をおこなわなければなりません。  
本会員は、カード発行後も、届出事項(第9条第1項の届出事項をいう)の確認(以下「取引時確認」という)手続を当行が求めた場合にはこれにしたがうものとします。
2. カードの表面には会員氏名、会員番号およびカードの有効期限等(以下「会員番号等」という。 )が表示されています。また、カードの裏面にはセキュリティコード(サインパネルに印字される7桁の数値のうち下3桁の数値をいう。会員番号等とセキュリティコードを併せて「カード情報」という。 )が表示されています。とりわけ非対面取引においては、カードを提示することなくカード情報によりショッピング利用(第22条に定めるものをいう。以下同じ。 )をすることができますので、第三者によるカード情報の悪用等を防止するため、会員は、次項にもとづき、善良なる管理者の注意をもって、カード情報を管理するものとします。
3. カードの所有権は当行にあります。会員は、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を使用し管理しなければなりません。また、カードは、会員本人以外は使用できないものです。会員は、他人に対し、カードを貸与、預託、譲渡もしくは担保提供すること、またはカード情報を預託もしくは使用させることを一切してはなりません。なお、会員は現金化を目的として商品・サービスの購入などにカードのショッピング枠を使用してはならず、また違法な取引に使用してはなりません。
4. カードおよびカード情報の使用・保管・管理に際して、会員が前3項に違反し、その違反に起因してカードおよびカード情報が不正に利用された場合、本会員は、そのカード利用代金についてすべて支払いの責を負うものとします。

### 第3条(カードの再発行)

1. 両社は、カードの紛失、盗難、破損、汚損等またはカード情報の消失、不正取得、改変等の理由により会員が希望した場合、両社が審査のうえ、原則としてカードを再発行します。この場合、本会員は、自己に貸与されたカードの他、家族カードの再発行についても当行所定の再発行手数料を支払うものとし、再発行手数料は当行が別途通知または公表します。なお、合理的な理由がある場合はカードを再発行しない場合があります。

2. 両社は、両社におけるカード情報の管理、保護等業務上必要と判断した場合、会員番号の変更ができるものとします。

#### 第4条(カードの機能)

1. 会員は、本規約に定める方法、条件によりカードを使用することによって第3章(ショッピング利用、金融サービス)に定める機能を利用することができます。
2. ショッピング利用は、会員が加盟店(第22条に定めるものをいう。以下同じ。)から商品・権利を購入し、または役務の提供を受けることの代金につき、会員が当行に対して、加盟店に対する支払いを会員に代わって行うことを委託することができる機能です。当行は、会員に対して、会員からの委託にもとづき、加盟店に対して、代金を支払うサービスを提供します。
3. 金融サービスは、会員がJCB所定のATM等を利用する方法等により、当行から金銭を借り入れることができる機能であり、キャッシング1回払い、海外キャッシング1回払いおよびキャッシングリボ払い(第30条から第31条に定めるものをいう。以下同じ。)の3つのサービスからなります。

#### 第5条(付帯サービス等)

1. 会員は、第3章に明示的に列挙される機能・サービスとは別に、当行、JCBまたは当行もしくはJCBが提携する第三者(以下「サービス提供会社」という。)が提供するカード付帯サービスおよび特典(以下「付帯サービス」という。)を利用することができます。会員が利用できる付帯サービスおよびその内容については、当行が書面その他の方法により通知または公表します。
2. 付帯サービスはカードの種類によって異なります。会員は、付帯サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれにしたがうものとし、また、会員が本規約または付帯サービスの利用等に関する規定等に違反した場合、または両社が会員のカード利用が適当でないと合理的に判断したときは、付帯サービスを利用できない場合があります。
3. 会員は、付帯サービスを利用するために、カード(第2条に定めるカードをいい、当該カードの種類や会員番号等を確認できないETCカード等またはモバイル端末等は含まない。以下、本項において同じ。)をサービス提供会社または加盟店等に提示することを求められる場合または加盟店でのカードによるショッピング利用を求められる場合があります。その他、会員は、付帯サービスを利用する場合、当行、JCBまたはサービス提供会社所定の方法にもとづき、サービスを利用するものとします。
4. 当行、JCBまたはサービス提供会社が必要と認めた場合には、当行、JCBまたはサービス提供会社は付帯サービスおよびその内容を変更することがあります。
5. 会員は、第44条に定める会員資格の喪失をされた場合、もしくは、第43条に定める退会をした場合、付帯サービス(会員資格喪失前または退会前に取得済の特典を含みます。)を利用する権利を喪失するものとします。

#### 第6条(カードの有効期限)

1. カードの有効期限は、カード上に表示された年月の末日までとします。
2. 両社は、カードの有効期限までに退会の申出のない会員で、両社が審査のうえ引続き会員と認める方に対し、有効期限を更新した新たなカード(以下「更新カード」という。)を発行します。本会員は有効期限経過後のカードをただちに切断・破棄するものとします。
3. カードの有効期限内におけるカード利用による支払いについては、有効期限経過後といえども本規約を適用するものとします。

#### 第7条(暗証番号)

1. 会員は、カードの暗証番号(4桁の数字)を両社に登録するものとします。ただし、会員からの申出のない場合、または当行が暗証番号として不適切と判断した場合には、あらかじめお申出いただく必要があります。
2. 会員は、暗証番号を新規登録または変更する場合、生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号利用を避けるものとします。推測されやすい番号等を利用したことにより生じた損害に対し、両社は一切の責任を負わないものとします。会員は、暗証番号を他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。カード利用の際、登録されたカードの暗証番号が使用されたときは、その利用はすべて当該カードを貸与されている会員本人が利用したものと推定し、その利用代金はすべて本会員の負担とします。ただし、登録された暗証番号の管理につき、会員に故意または過失が存在しない場合には、この限りではありません。
3. 会員は、当行所定の方法により申出ることにより、暗証番号を変更することができますが、この場合は、カードの再発行手続きが必要となります。

#### 第8条(年会費)

本会員は、有効期限月(カード上に表示された年月の月をいう。)の3か月後の月の第33条に定める約定支払日(ただし入会後最初の年会費については、有効期限月の翌月の約定支払日)に当行に対し、当行が通知または公表する年会費(家族会員の有無・人数によって異なります。)を毎年支払うものとします。ただし、年会費が当該約定支払日に支払われなかった場合には、翌月以降の約定支払日に請求されることがあります。なお、当行またはJCBの責に帰すべき事由によらない退会または会員資格を喪失した場合、すでにお支払い済みの年会費はお返ししません。

## 第9条(届出事項の変更等)

1. 会員が両社に届出した氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、職業、勤務先、取引を行う目的、お支払い口座(第33条に定めるものをいう。)、カードの暗証番号、家族会員等(以下「届出事項」という。)について変更があった場合には、両社所定の方法により遅滞なく両社に届出なければなりません。
2. 前項の変更届出がなされていない場合といえども、両社は、それぞれ適法かつ適正な方法により取得した個人情報またはその他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断したときは、当該変更内容にかかる前項の変更届出があったものとして取扱うことがあります。なお、会員は、両社の当該取扱いにつき異議を述べないものとします。また、会員は、両社が届出事項の変更の有無の確認を求めた場合には、これに従うものとします。
3. 第1項の届出がないため、当行からの通知または送付書類その他のものが延着または到着しなかった場合といえども、通常到着すべきときに到着したものとみなします。ただし、第1項の変更の届出をおこなわなかったことについて、会員にやむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとします。
4. 会員が第44条第1項第11号または第12号に該当すると具体的に疑われる場合には、当行は、会員に対し、当該事項に関する調査をおこない、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、会員は、これに応じるものとします。

## 第10条(会員区分の変更)

1. 本会員が申出、両社が審査のうえ承認した場合、会員区分は変更になります。また、本会員が新たに別の会員区分を指定して両社に入会を申込んだ場合は、会員区分の変更の申出があったものとして取扱われることがあります。
2. 会員区分の変更により、登録中のカードの暗証番号は無効となります。会員は、会員区分変更の申出の際は、あらためてカードの暗証番号を登録しなければなりません。
3. 会員区分が変更になった場合、変更後の会員区分に応じて両社が定めた利用可能枠、利用範囲、利用方法、家族会員、手数料率等の有無等の条件が新たに適用されます。また、家族会員等の契約、利用中の機能・サービス等が引継がれないことがあります。

## 第11条(取引時確認等)

犯罪による収益の移転防止に関する法律にもとづく取引時確認(本人特定事項等の確認をいう。)が当行所定の期間内に完了しない場合、その他同法にもとづき必要と当行が判断した場合は、当行は入会を断ること、カードの利用を制限することおよび会員資格を喪失させることがあります。

## 第12条(業務委託)

会員は、当行が代金決済事務その他の事務等をJCBまたは当行が指定する第三者に業務委託することをあらかじめ承認するものとします。

## 第2章 個人情報の取扱い

### 第13条(個人情報の収集、保有、利用、預託)

1. 会員は、両社が会員等の個人情報につき必要な保護措置をおこなったうえで以下のとおり取扱うことに同意します。
  - (1)本契約(本申込みを含みます。以下同じ。)を含む当行もしくはJCBまたは両社との取引に関する与信判断および与信後の管理ならびに付帯サービス提供のため、以下の 個人情報の収集・保有・利用すること。

氏名、年齢、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、職業、取引を行う目的、Eメールアドレス等、会員等が入会申込時および第9条等にもとづき入会後に届出した事項。  
入会申込日、入会承認日、有効期限、利用可能枠等、会員等と両社の契約内容に関する事項。  
会員のカードの利用内容、支払い状況、お問い合わせ内容および与信判断や債権回収その他の与信後の管理の過程において両社が知り得た事項。  
会員等が入会申込時および入会後に届出した資産、収入・負債・家族構成等、当行またはJCBが収集したクレジット利用・支払履歴。  
犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項または会員等が当行に提出した収入証明書類等の記載事項。  
当行またはJCBが適法かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項(公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等にもとづき、 のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。 )。  
電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。
  - (2)以下の目的のために、前号 の個人情報を利用すること。ただし、会員が本号 に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または本号 に定める営業案内等について当行またはJCBに中止を申出した場合、両社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。なお、中止の申出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。

カードの機能、付帯サービス等の提供。

当行もしくはJCBまたは両社のクレジットカード事業その他の当行もしくはJCBまたは両社の事業(当行またはJCBの定款記載の事業をいう。以下「両社事業」という場合において同じ。)における取引上の判断(会員等による加盟店申込み審査および会員等の親族との取引上の判断を含みます。)

両社事業における新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査。

両社事業における宣伝物の送付(電話および電子メール送信等のその他の通信手段を用いた送信を含む)等、当行、JCBまたは加盟店等の営業案内または貸付の契約に関する勧誘。

(3)本契約にもとづく当行またはJCBの業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項(1)の個人情報に当該業務委託先に預託すること。

2. 会員等は、当行、JCBおよびJCBクレジットカード取引システムに参加するJCBの提携会社が、与信判断および与信後の管理、その他自己との取引上の判断のため、第1項(1)の個人情報(第14条により個人情報信用情報機関からのみ取得された個人情報を除きます。)を共同利用することに同意します。JCBクレジットカード取引システムに参加するJCBの提携会社は次のホームページにて確認できます(<http://www.jcb.co.jp/r/riyou/>)。なお、本項にもとづく共同利用にかかる個人情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。
3. 会員等は、当行またはJCBが個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社(以下「共同利用会社」という。)が、共同利用会社のサービス提供等のため、第1項(1)の個人情報を共同利用することに同意します(共同利用会社および利用目的は本規約末尾に記載のとおりです。)。なお、本項にもとづく共同利用にかかる個人情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。

#### 第14条(個人情報信用情報機関の利用および登録)

1. 本会員および本会員として入会を申込まれた方(以下併せて「本会員等」という。)は、当行またはJCBが利用・登録する個人情報信用情報機関(個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および当該機関に加入する貸金業者その他与信事業者・包括信用購入あっせん業者等(以下「加盟会員」という。)に対する当該情報の提供を業とするもの)について以下のとおり同意します。
  - (1)両社が自己の与信取引上の判断(返済能力または転居先の調査をいう。ただし、銀行法施行規則、割賦販売法および貸金業法等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。)のためにそれぞれが加盟する個人情報信用情報機関(以下「加盟個人情報信用情報機関」という。)および当該機関と提携する個人情報信用情報機関(以下「提携個人情報信用情報機関」という。)に照会し、本会員等の個人情報(官報等において公開されている情報、当該各機関によって登録された不渡情報、登録された情報に関し本人から苦情を受け調査中である旨の情報、および本人確認資料の紛失・盗難等にかかり本人から申告された情報など、加盟個人情報信用情報機関および提携個人情報信用情報機関のそれぞれが独自に収集・登録した情報を含みます。以下本条において同じ。)が登録されている場合はこれを利用すること。
  - (2)本規約末尾の加盟個人情報信用情報機関毎に記載されている「登録情報および登録期間」表の「登録情報」欄に定める本会員等の個人情報(その履歴を含みます。)が各加盟個人情報信用情報機関に同表に定める期間登録されることで、当該機関および提携個人情報信用情報機関の加盟会員に、これらの登録にかかる情報が提供され、自己の与信取引上の判断(返済能力または転居先の調査をいう。ただし、銀行法施行規則、割賦販売法および貸金業法等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。)のためにこれを利用されること。
  - (3)前号により加盟個人情報信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人情報信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人情報信用情報機関および当該機関の加盟会員が個人情報を相互に提供し、利用すること。
2. 加盟個人情報信用情報機関および提携個人情報信用情報機関は、本規約末尾に記載の個人情報信用情報機関とし、各加盟個人情報信用情報機関に登録する情報は本規約末尾の「登録情報および登録期間」表に定める事実とします。なお、当行またはJCBが新たに個人情報信用情報機関に加盟する場合は、書面その他の方法により通知のうえ同意を得るものとします。

#### 第15条(個人情報の開示、訂正、削除)

1. 会員等は、当行、JCB、JCBクレジットカード取引システムに参加するJCBの提携会社、共同利用会社および加盟個人情報信用情報機関に対して、当該会社および機関がそれぞれ保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求は以下に連絡するものとします。
  - (1)当行に対する開示請求:本規約末尾に記載の当行相談窓口へ
  - (2)JCB、JCBクレジットカード取引システムに参加するJCBの提携会社および共同利用会社に対する開示請求:本規約末尾に記載のJCB相談窓口へ
  - (3)加盟個人情報信用情報機関に対する開示請求:本規約末尾に記載の各加盟個人情報信用情報機関へ
2. 万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、両社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

#### 第16条(個人情報の取扱いに関する不同意)

両社は、会員等が入会の申込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または本章に定める個人情報の取扱いについて承諾できない場合は、入会を断ることや、退会の手続きをとることがあります。ただし、第13条第1項(2)に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または同 に定める当行、JCBまたは加盟店等の営業案内等に対する中止の申出があっても、入会を断ることや退会の手続きをとることはありません(本条に関する申出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。)

#### 第17条(契約不成立時および退会後の個人情報の利用)

1. 両社が入会を承認しない場合であっても入会申込をした事実は、承認をしない理由のいかにかわらず、第13条に定める目的(ただし、第13条第1項(2)に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同 に定める当行、JCBまたは加盟店等の営業案内等を除きます。)および第14条の定めにもとづき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
2. 第43条に定める退会の申出または第44条に定める会員資格の喪失後も、第13条に定める目的(ただし、第13条第1項(2)に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同 に定める当行、JCBまたは加盟店等の営業案内等を除きます。)および開示請求等に必要範囲で、法令等または両社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

### 第3章 ショッピング利用、金融サービス

#### 第18条(標準期間)

本規約においては、「前月16日から当月15日まで」を標準期間といたします。

#### 第19条(利用可能枠)

1. 当行は、本会員につき、商品ごとの利用可能枠として、次の利用可能枠を審査のうえ決定します(商品ごとの利用可能枠を総称して「機能別利用可能枠」という。)
  - ショッピング1回払い利用可能枠
  - ショッピングリボ払い利用可能枠
  - ショッピング分割払い/ショッピングスキップ払い利用可能枠
  - ショッピング2回払い利用可能枠
  - ボーナス1回払い利用可能枠
  - キャッシング1回払い利用可能枠
  - 海外キャッシング1回払い利用可能枠
  - キャッシングリボ払い利用可能枠
2. 前項の機能別利用可能枠は、以下のとおり、3つの商品群に分類され、商品群ごとの利用可能枠(以下「内枠」という。)が設定されます。各商品群に属する機能別利用可能枠のうち最も高い金額が、当該商品群にかかる内枠となります。
  - (1)前項 の機能別利用可能枠...「ショッピング枠」として分類
  - (2)前項 の機能別利用可能枠...「ショッピング残高枠」として分類
  - (3)前項 の機能別利用可能枠...「キャッシング総枠」として分類
3. 第1項 から の機能別利用可能枠のうち最も高い金額が、カード全体の利用可能枠(以下「総枠」という。)となります。機能別利用可能枠、内枠および総枠を総称して、利用可能枠といたします。
4. 当行は、会員のカード利用状況および本会員の信用状況等にに応じて、審査のうえ利用可能枠を増額または減額することができるものとします。ただし、本会員より増額を希望しない旨の申出があった場合は増額しないものとします。
5. 当行は、本会員からの申し出にもとづき、審査のうえ、会員のカード利用状況、本会員の信用状況および本会員が増額を希望する理由その他の事情を考慮して、一時的に利用可能枠を増額する場合があります。この場合、当行が設定した増額期間が経過することにより、当行からの何らの通知なく、増額前の利用可能枠に戻ります。なお、当行は本会員からの申し出の都度、利用可能枠の一時的な増額を認めるか否かを審査します。
6. 本会員が当行から複数枚のJCBカード(当行が発行する両社所定のクレジットカード等をいい、当該カードにかかるカード情報を含みます。以下同じ。)の貸与を受けた場合、それら複数枚のJCBカード(ただし、一部のJCBカードは除く。)全体における利用可能枠は、原則として各カードごとに定められた利用可能枠のうち最も高い金額(当該金額を「総合与信枠」という。)となり、それら複数枚のJCBカードにおける利用可能枠の合計金額にはなりません。なお、総合与信枠の金額にかかわらず、各JCBカードにおける利用可能枠は、当該JCBカードについて個別に定められた金額となります。

#### 第20条(利用可能な金額)

1. 会員は、以下の各号のうち最も低い金額の範囲内でカードを利用することができるものとします。なお、本項から第3項の定めは、ショッピング利用および金融サービス利用のすべてに適用されます。
  - (1)会員が利用しようとする商品の機能別利用可能枠から当該機能別利用可能枠にかかる利用残高(なお、前条第1項 の利用可能枠に係る利用残高は、ショッピング分割払いの利用残高とショッピングスキップ払いの

利用残高の合計額となります。)を差引いた金額

(2)会員が利用しようとする商品の属する内枠から当該内枠にかかる利用残高を差引いた金額

(3)総枠から会員の全利用残高を差引いた金額

- 前項の利用残高とは、会員のカード利用にもとづき当行に対して支払うべき金額(約定支払日が到来しているか否かを問わない。また、キャッシング1回払い手数料、キャッシングリボ払い利息、ショッピングリボ払い手数料、ショッピング分割払い手数料、ショッピングスキップ払い手数料および遅延損害金は除く。)で、本会員が未だ当行に対して支払いを済ませていない金額をいい、本会員分と家族会員分を合算した金額をいいます。(ただし、約定支払日当日については、同日において会員が支払うべき金額をその決済の有無にかかわらず利用残高に含める扱いとする。)
- 第1項、第2項にかかわらず、本会員が当行から複数枚のJCBカードの貸与を受け前条第6項の適用を受ける場合、第1項の利用残高は、本会員が保有するすべてのJCBカードおよび当該JCBカードにかかる規約にもとづき発行された家族カードの利用残高を合算した金額となります。
- 本会員は、利用可能枠を超えるカード利用(家族会員による家族カードの利用を含みます。)についても当然に支払義務を負うものとします。
- 会員が、前条第1項 または の機能別利用可能枠を超えてショッピングリボ払い、ショッピング分割払い、ショッピング2回払い、ボーナス1回払いによるショッピング利用をした場合、当該機能別利用可能枠を超過した利用はショッピング1回払いを指定したものと同様に取扱われます。

#### 第21条(手数料率、利率の計算方法等)

- 手数料率、利率(遅延損害金の利率を含む。以下本条において同じ。)等の計算方法については、本規約において別途定める場合を除き、1年を365日(うるう年は366日)とする日割方式とします。
- 当行は金融情勢の変化等により、本規約およびその他の諸契約にもとづくカード利用にかかる手数料率および利率を変更することがあります。

#### 第22条(ショッピングの利用を行う目的・利用方法)

- 会員はJCB、JCBの提携会社およびJCBの関係会社の国内および国外のJCBのサービスマークの表示されているJCB所定規格のクレジットカードの取扱加盟店(以下「加盟店」という。)において、本条第2項から第5項に定める方法または両社が特に認める方法により、本条その他両社所定の定めに従い、会員と加盟店との間で直接現金決済を行わずに、加盟店に対する支払いを当行に対して委託することにより、加盟店から生活費とすることを取引を行う目的として、商品もしくは権利を購入し、または役務の提供等を受けることができます(以下「ショッピング利用」という。)。会員が加盟店においてカードを利用したことにより、会員の加盟店に対する支払いにつき、会員が当行に対して弁済委託を行ったものとみなし、当行は、自らまたは第三者を介して、加盟店に対して、会員に代わって立替払いを行います。
- 会員は加盟店の店頭(自動精算機の場合を含む。)において、カードを提示し、加盟店の指示に従って、所定の売上票にカードの署名と同じ署名を行うこと、加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力すること、または、署名と暗証番号の入力の両方を行うことによりショッピング利用を行うことができます。なお、売上票への署名または加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力等にかえて、所定の手続きを行うことによりショッピング利用ができることがあります。
- インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他両社が特に認めた取引を行う加盟店においては、会員は、加盟店所定の方法で、カード情報等を送信または通知する方法により、または当該方法に加えてセキュリティコードもしくはJ/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードを送信する方法により、ショッピング利用を行うことができます。この場合、会員はカードの提示および売上票への署名を省略することができます。
- 両社が特に認めた海外のホテル・レンタカー等の加盟店における取引については、あらかじめ会員が加盟店との間で合意している場合には、会員は、ショッピング利用代金額の一部についてのみ、加盟店に対してカードの提示、売上票への署名等をおこない、残額(署名等をおこなった後、利用が判明した代金を含む。)についてはカードの提示、売上票への署名等を省略することができます。
- 通信料金等両社所定の継続的役務については、会員が会員番号等を事前に加盟店に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けることができます。会員は、加盟店に登録した会員番号等に変更があった場合ならびに退会または会員資格喪失等に至った場合、加盟店に当該変更、退会または会員資格喪失等を申出するものとします。なお、上記の事由が生じた場合には、当行またはJCBが会員に代わって当該変更、退会または会員資格喪失等の情報を加盟店に対し通知する場合があることを会員はあらかじめ承認するものとします。なお、会員に、退会または会員資格喪失等の通知がなされた後であっても、当該加盟店におけるカード利用について、本会員は第43条第1項なお書きおよび第44条第1項にしたがい、支払い義務を負うものとします。
- 会員のショッピング利用に際して、加盟店が当該利用につき当行に対して照会をおこなうことにより当行の承認を得るものとします。ただし、利用金額、購入する商品・権利および提供を受ける役務の種類によってはこの限りではありません。

7. ショッピング利用のためにカード(カード情報を含みます。以下本項において同じ。)が加盟店に提示または通知された際、カードの第三者による不正利用を防止する目的のために、当行は以下の対応をとることができます。
  - (1)当行は、事前または事後に、電話等の方法により直接または加盟店を通じて会員本人の利用であることを確認する場合があります。
  - (2)当行、JCBまたはJCBの提携会社が当該加盟店より依頼を受けた場合、当行またはJCBにおいて会員の会員番号・氏名・住所・電話番号その他当該ショッピング利用の申込者が加盟店に届出した情報と会員が両社に届出ている個人情報を照合し、一致の有無を当該加盟店に対して回答する場合があります。
  - (3)カードの第三者による不正利用の可能性があると当行が判断した場合、会員への事前通知なしにカードの利用を保留または断る場合があります。
  - (4)ショッピング利用の申込者に対して、セキュリティコードの入力を求める場合があります。申込者がセキュリティコードを誤って入力した場合、会員によるカードの利用を一定期間制限することがあります。
8. 当行は、会員のショッピング利用が適当でない判断した場合、または約定支払額(第33条に定めるものをいう。)が約定支払日に支払われなかった場合、本会員の当行に対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合、その他会員のJCBカードの利用状況および本会員の信用状況等により会員のショッピング利用が適当でない判断した場合には、ショッピング利用を断ることがあります。
9. 家族会員が家族カードを利用して商品・権利を購入し、または役務の提供等を受けた場合、家族会員は本会員の代理人として加盟店との間でそれらにかかる契約をおこなったものとみなし、当該契約にもとづく債務は本会員が負担するものとします。
10. 会員は、現金を取得することを目的として商品・権利の購入または役務の提供などにカードのショッピング枠、ショッピング残高枠(第19条第2項に定めるものをいう。)を利用すること(以下「ショッピング枠現金化」という。)はできません。なお、ショッピング枠現金化には以下の方式等がありますが、現金を取得することを目的とするショッピング利用である限り、方式のいかにかわらず、禁止の対象となります。
  - (1)商品・権利の購入、役務の提供の対価として、合理的な金額以上の対価を、カードを利用して支払い、加盟店等から現金または現金に類似するものの交付を受ける方式
  - (2)商品・権利等を購入し、その対価を、カードを利用して支払ったうえで、当該商品・権利等を当該商品・権利等を購入した加盟店その他の第三者に有償で譲渡する方式
11. 貴金属、金券類、プリペイドカード等の前払式支払手段、現金類似物・現金等価物(疑似通貨、回数券等を含むが、これらに限らない。)、パソコン等の一部の商品の購入および電子マネーの入金等については、第20条第1項に定める金額の範囲内であったとしても、会員のショッピング利用が制限され、カードを利用できない場合があります。

### 第23条(立替払いの委託)

1. 会員は、第22条第1項の定めのとおり、加盟店においてカードを利用したことにより、当行に対して弁済委託を行ったこととなります。会員は、当行が会員からの委託にもとづき、会員の加盟店に対する支払いを代わりに行うために、以下の方法をとることについて、あらかじめ異議なく承諾するものとします。なお、加盟店への立替払いに際しては、JCBが認めた第三者を経由する場合があります。
  - (1)当行が加盟店に対して立替払いすること。
  - (2)JCBが加盟店に対して立替払いしたうえで、当行がJCBに対して立替払いすること。
  - (3)JCBの提携会社が加盟店に対して立替払いしたうえで、当行が当該JCBの提携会社に対して立替払いすること。
  - (4)JCBの関係会社が加盟店に対して立替払いしたうえで、JCBが当該JCBの関係会社に対して立替払いし、さらに当行がJCBに対して立替払いすること。
2. 商品の所有権は、当行が加盟店、JCBまたはJCBの提携会社に対して支払いをしたときに当行に移転し、ショッピング利用代金の完済まで当行に留保されることを、会員は承認するものとします。
3. 第1項にかかわらず、当行が、会員の加盟店に対する支払いを代わりに行うために、例外的に、当行、JCB、JCBの提携会社またはJCBの関係会社と加盟店間の契約が債権譲渡契約となる場合があります。会員は当該債権譲渡が行われることについて、予め異議なく承諾するものとします。

### 第24条(ショッピング利用代金の支払区分)

1. ショッピング利用代金の支払区分は、ショッピング1回払い、ショッピング2回払い、ボーナス1回払い、ショッピングリボ払い、支払回数が3回以上でかつ当行所定の支払回数のショッピング分割払い(以下「ショッピング分割払い」という。)のうちから、会員がショッピング利用の際に指定するものとします。ただし、ショッピング2回払い、ボーナス1回払い、ショッピングリボ払い、ショッピング分割払いは、当行が指定する加盟店においてのみ利用できるものとします。なお、ショッピング2回払い、ボーナス1回払い、ショッピングリボ払いおよびショッピング分割払い取扱加盟店において会員が支払区分を指定しなかった場合は、すべてショッピング1回払いを指定したものと取扱われます。また、ショッピングリボ払い、ショッピング分割払いを指定した場合、ショッピング利用代金額に所定の手数料が加算されます。

2. 第1項にかかわらず、当行が認めた場合、会員は、以下の方式で、ショッピング利用代金の支払区分をショッピングリボ払い、ショッピング分割払いまたはショッピングスキップ払いに指定することができます。ただし、いずれの場合でも、電子マネーの入金、カードの付帯サービス料金その他当行が指定するものには適用されません。
  - (1)本会員が申出、以後のショッピング利用代金の支払いをすべてショッピングリボ払いとする方式。なお、本方式を利用する場合は、本規約末尾の手数料率が適用されます。
  - (2)当行が別途定める期日までに会員が支払区分の変更を希望するショッピング利用を特定して申出、当行が指定した月の約定支払日から別の支払区分を指定したショッピング利用代金をショッピングリボ払い、ショッピング分割払いまたはショッピングスキップ払いに変更する方式。本方式を利用する場合は、カード利用日にショッピングリボ払い、ショッピング分割払いまたはショッピングスキップ払いの指定があったものとします。なお、1回のショッピング利用の代金の一部についてのみ支払区分を変更することはできません。

#### 第25条(ショッピング利用代金の支払い)

1. 本会員は、会員が標準期間においてショッピング利用をおこなった場合、第23条における当行、JCB、JCBの提携会社、JCBの関係会社または加盟店の各間の立替払いの有無にかかわらず、第2項、第3項の場合を除き、以下のとおり支払うものとします。
  - (1)ショッピング1回払いを指定した場合、当該ショッピング利用代金額を、標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日
  - (2)ショッピング2回払いを指定した場合、当該ショッピング利用代金額の半額(1円単位とし、端数が生じた場合は初回の約定支払日に算入します。)を、標準期間満了日の属する月の翌月および翌々月の約定支払日
2. 本会員は、会員がショッピング利用においてボーナス1回払いを指定した場合、原則として、以下のとおり支払うものとします。ただし、加盟店によりボーナス1回払いの取扱期間が異なることがあります。
  - (1)前年12月16日から当年6月15日までの当該ショッピング利用代金額の合計を、当年8月の約定支払日
  - (2)当年7月16日から当年11月15日までの当該ショッピング利用代金額の合計を、翌年1月の約定支払日
3. 本会員は、会員がショッピング利用においてショッピングリボ払い、ショッピング分割払いまたはショッピングスキップ払いを指定した場合、第26条、第27条または第27条の2に定めるとおり支払うものとします。

#### 第26条(ショッピングリボ払い)

1. 本会員は、会員がショッピングリボ払いを指定した場合、以下のとおり弁済金を支払うものとします。
  - (1)標準期間におけるショッピング利用代金額に対して標準期間満了日の属する月の16日から翌月の約定支払日までの間当行所定の手数料率を乗じたショッピングリボ払い手数料を、翌月の約定支払日。ただし、(ア)当該ショッピング利用により第19条第1項の機能別利用可能枠にかかる残高が当該機能別利用可能枠を超える場合の超過金額、および(イ)標準期間におけるショッピングリボ払いのショッピング利用代金額とショッピングリボ払い利用残高の合計金額が(2)に定めるリボ払元金以下の場合の当該ショッピング利用代金額は当該手数料の計算から除かれるものとします。
  - (2)(1)の手数料のほか、以下の金額を毎月の約定支払日。ただし、ボーナス増額払いを指定した場合、ボーナス指定月の約定支払日において会員が指定した金額を加算して支払うものとします。なお、債務の充当は当行所定の方法によりおこないます。

(リボ払元金)

前月15日のショッピングリボ払い利用残高が、会員の指定した支払方法により決定されるショッピングリボ払い元金(以下「リボ払元金」という。)以上の場合には当該リボ払元金。リボ払元金未満の場合は当該ショッピングリボ払い利用残高。

(ショッピングリボ払い手数料)

前月の約定支払日のショッピングリボ払い利用残高(同日に支払うリボ払元金、ボーナス加算額および前々月16日から前月の約定支払日までのショッピングリボ払い利用額を差引いた金額)に対して前月の約定支払日の翌日から当月の約定支払日までの間当行所定の手数料率を乗じた金額。
2. 当行が認めた場合、本会員は支払方法の変更およびボーナス増額払いの追加指定、加算額の変更をすることができます。
3. 本会員は、ショッピングリボ払いに関する債務の支払いを本規約末尾に記載の「繰上返済方法」にしたがい随時支払うことができます。

#### 第27条(ショッピング分割払い)

1. 本会員は、会員がショッピング分割払いを指定した場合、ショッピング利用代金額に会員の指定した支払回数(ただし、ショッピング利用代金額が少額の場合、当行にて、会員が指定した支払回数より少ない回数に変更する場合があります。以下同じ。)に応じた当行所定の割賦係数を乗じたショッピング分割払い手数料を加算した金額(以下「支払総額」という。)を支払うものとします。
2. 支払総額を支払回数で除した金額を分割支払金(ただし、計算上の都合により初回および最終回の分割支払金は金額が異なります。)とし、標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日から支払回数回にわたり最終約定支払日まで、分割支払金を各約定支払日に支払うものとします。

3. 各分割支払金における分割支払元金と手数料の内訳の計算方法については以下のとおりとします。

(1)初回の分割支払金の内訳

手数料 = 標準期間に利用した場合、ショッピング利用代金額に対する標準期間満了日の属する月の16日から翌月10日までの間当行所定の手数料率を乗じた金額

分割支払元金 = 分割支払金から上記手数料を差引いた金額

(2)第2回の分割支払金の内訳

手数料 = ショッピング分割払い残元金(ショッピング利用代金額 (1)の分割支払元金の額)に当行所定の手数料率(月利)を乗じた金額

分割支払元金 = 分割支払金から上記手数料を差引いた金額

(3)第3回の分割支払金の内訳

手数料 = ショッピング分割払い残元金(ショッピング利用代金額 (1)および(2)の分割支払元金の額)に当行所定の手数料率(月利)を乗じた金額

分割支払元金 = 分割支払金から上記手数料を差引いた金額

4. ボーナス併用ショッピング分割払いを指定した場合、本会員は、ショッピング利用代金額の半額を第1項、第2項、第3項の規定にしたがい支払い、残額を当行所定の方法によりボーナス月(1月および8月)の約定支払日に支払うものとします。なお、初回から最終回までの約定支払日にボーナス月の約定支払日に該当する日がない場合、ボーナス併用ショッピング分割払いを指定しなかったものとして取扱われます。第23条に定める債権譲渡または立替払手続きの遅延その他の事務上の都合により、ボーナス月の約定支払日に該当する日がないこととなった場合についても同様とします。

5. 本会員は、ショッピング分割払い残元金および手数料については、第2項、第4項の支払いのほか、本規約末尾に記載の「繰上返済方法」にしたがい一括で支払うことができます。

**第27条の2(ショッピングスキップ払い)**

1. 本会員は、会員が第24条第2項(2)の規定に従いショッピングスキップ払いを指定した場合、ショッピング利用代金額に、以下のショッピングスキップ払い手数料を加算した金額を、標準期間満了日の属する月の翌月から標準期間満了日の属する月の7か月後の月までのうちから会員が指定した月(以下「スキップ指定月」という。)の約定支払日に一括(1回)で支払うものとします。なお、会員が一度指定した約定支払日を再度変更することはできません。

(ショッピングスキップ払い手数料)

標準期間におけるショッピング利用代金額に対して標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日翌日からスキップ指定月の約定支払日までの経過月数と、当行所定の手数料率(月利)を乗じた金額

2. 本会員は、ショッピングスキップ払いに関する債務の支払いを本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い一括で支払うことができます。

**第28条(見本・カタログ等と現物の相違による売買契約の解除等)**

会員は、見本・カタログ等により申込みをした場合において、引渡された商品・権利または提供された役務等が見本・カタログ等と相違している場合は、加盟店に商品、権利、役務等の交換を申出るかまたは売買契約の解除または役務提供契約の解除ができるものとします。なお、支払区分が1回払いの場合は次条第2項が、支払区分がその他の場合は、次条第3項から第7項が適用されます。

**第29条(会員と加盟店との間の紛議等)**

1. 当行は、カードの機能として、会員が現金決済によらずに商品・権利を購入し、または役務の提供を受けることができる加盟店網を会員に対して提供するものです。会員は、加盟店において商品・権利を購入し、または役務の提供を受けるにあたっては、自己の判断と責任において、加盟店との契約を締結するものとします。

2. 会員は、加盟店から購入した商品、権利または提供を受けた役務に関する紛議、その他加盟店との間で生じた紛議について、当該加盟店との間で自ら解決するものとします。

3. 第2項にかかわらず、本会員は、支払区分をショッピングリボ払い、ショッピング分割払い、ショッピングスキップ払い、ショッピング2回払いまたはボーナス1回払いに指定もしくは変更して購入した商品もしくは割賦販売法に定める指定権利または提供を受けた役務(以下併せて「商品等」という。)について次の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品等について、当行への支払いを停止することができるものとします。

(1)商品の引渡し、指定権利の移転または役務の提供がないこと。

(2)商品等に破損、汚損、故障、その他の瑕疵(欠陥)があること。

(3)その他商品等の販売・提供について加盟店に対して生じている抗弁事由があること。

4. 当行は、本会員が第3項の支払いの停止をおこなう旨を当行に申出たときは、ただちに所要の手続きをとりま

5. 本会員は、第4項の申出をするときは、あらかじめ第3項の事由の解消のため、加盟店と交渉をおこなうよう努めるものとします。

6. 会員は、本会員が第4項の申出をしたときは、速やかに第3項の事由を記載した書面(資料がある場合には資

料添付のこと。)を当行に提出するよう努めるものとします。また当行が第3項の事由について調査する必要があるときは、会員はその調査に協力するものとします。

7. 第3項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。
  - (1)ショッピングリボ払いの場合において、1回のカード利用におけるショッピング利用代金額が3万8千円に満たないとき。ショッピング分割払い、ショッピングスキップ払い、ショッピング2回払いまたはボーナス1回払いの場合において、1回のカード利用における支払総額が4万円に満たないとき。
  - (2)本会員による支払いの停止が信義に反すると認められたとき。
  - (3)会員によるショッピング利用が営業のためにおこなうショッピング利用である場合または海外でのショッピング利用である場合等、割賦販売法第35条の3の60に定める適用除外条件に該当するとき。

### 第30条(キャッシング1回払いの取引を行う目的・利用方法)

1. 会員は、当行所定の現金自動支払機(以下「CD」という。)、現金自動預払機(以下「ATM」という。)等でカードおよび登録された暗証番号を使用することにより金銭を借入れることができます(以下「キャッシング1回払い」という。)
2. 本会員は、前項のほかJCBホームページにおいて申込む方法により、キャッシング1回払いを利用することができます。
3. キャッシング1回払いおよび第31条に定めるキャッシングリボ払いにおける融資の日(以下「融資日」という。)は、CD・ATMもしくは次条第3項に定める窓口等で融資を受けた日または第33条第1項規定のお支払い口座へ融資金が振り込まれた日とします。お支払い口座へは、当行に代わり、JCBが立替えて融資金を振り込む場合があります。
4. 会員は、第20条に定める金額の範囲内で生活費資金とすることを取引を行う目的としてキャッシング1回払いを利用することができます。
5. 本会員は、会員が標準期間にキャッシング1回払いを利用した場合、標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日に、標準期間の借入金合計額およびキャッシング1回払い手数料(各借入金に対してキャッシング1回払い融資日の翌日から標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日までの間当行所定の手数料率を乗じた金額)を支払うものとします。なお、本会員は本規約末尾に記載の「繰上返済方法」にしたがい、約定支払日の前に借入金および手数料の全額または一部を随時支払うことができます。
6. 前項にかかわらず、本会員が当行所定の方法で申込み、当行が特に認めた場合に限り、本会員は借入れごとの元本全額(以下本項において「対象元本」という。)について第20条に定める金額の範囲内でキャッシングリボ払い(第31条に定めるもの)へ返済方式を変更できるものとします。この場合、本会員が支払うキャッシング1回払い手数料は、各対象元本に対してキャッシング1回払い融資日の翌日から本項にもとづく変更日までの間当行所定の手数料率を乗じた金額となり、第33条の規定にしたがい支払うものとします。また、本会員が支払う変更日後のキャッシングリボ払いの利息は、第31条第4項に従い計算されます。
7. 当行は、約定支払額が約定支払日に支払われなかった場合、本会員の当行に対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合、その他会員のJCBカードの利用状況および本会員の信用状況等により会員のキャッシング1回払いの利用が適当でないと判断した場合には、新たなキャッシング1回払いの利用を中止することができるものとします。なお、延滞の発生により利用を中止する場合は、本会員の当該延滞にかかるその後の支払い状況にかかわらず、当行が定める一定の期間内において継続して利用を中止する場合があります。
8. キャッシング1回払いの利用のために、カードを利用してCD・ATMが操作された際等、カードまたはカード情報の第三者による不正利用を防止する目的のために、当行は以下の対応をとることができます。
  - (1)当行は、事前または事後に、電話等の方法により会員本人の利用であることを確認する場合があります。
  - (2)カードの第三者による不正利用の可能性があると当行が判断した場合、会員への事前通知なしにカードの利用を保留または断る場合があります。

### 第30条の2(海外キャッシング1回払いの取引を行う目的・利用方法)

1. 会員は、前条に定めるキャッシング1回払いを日本国外においても利用することができます(以下「海外キャッシング1回払い」という。)
2. 会員が海外キャッシング1回払いを利用する場合に適用される機能別利用可能枠は、海外キャッシング1回払い利用可能枠となり生活費資金とすることを取引を行う目的とします。
3. 会員は、前条第1項に定める方法のほか、当行所定の方法により、国外の金融機関等の窓口において海外キャッシング1回払いを利用できる場合があります。海外キャッシング1回払いの利用方法は、利用される国や地域、ATMにより異なるため別途公表します。
4. 本会員は、会員が標準期間に海外キャッシング1回払いを利用した場合、標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日に、標準期間の借入金合計額およびキャッシング1回払い手数料(各借入金に対してキャッシング1回払い融資日(現地時間)の翌日から標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日(日本時間)までの間当行所定の手数料率を乗じた金額)を支払うものとします。なお、本会員は本規約末尾に記載の「繰上返済方法」にしたがい、約定支払日の前に借入金および手数料の全額または一部を随時支払うことができます。

ただし、会員が海外キャッシング1回払いを利用した国外の金融機関・ATM保有会社等の事務処理の都合上、上記の約定支払日から1か月または2か月後の約定支払日となる場合があります。この場合であっても、キャッシング1回払い手数料が本項本文に定める金額から増額されることはありません。

5. 会員が海外キャッシング1回払いを利用する場合、前条第3項、第4項、第7項および第8項の定めが適用されますが、前条第2項、第5項および第6項は適用されません。
6. 海外キャッシング1回払いの利用により会員が日本円以外の通貨で現金の交付を受けた場合(会員が交付を受けた外貨のことを次項において、「出金通貨」という。)であっても、海外キャッシング1回払いの借入金元金は、JCBとJCBの提携会社が当該借入金元金の集中決済をした時点(会員がカードを利用した日とは原則として異なります。)のJCBが定める換算レートおよび換算方法にもとづき、円換算した円貨とします。なお、換算レートおよび換算方法については、第33条第7項が適用されるものとします。
7. 前項にかかわらず、会員がCD・ATMまたは第3項に定める金融機関等の窓口において、出金通貨建の金額のほかに、出金通貨と異なる通貨建の金額の提示を受けて(この通貨のことを、以下「提示通貨」という。)、会員が提示通貨建の金額を選択した場合には、CD・ATM保有会社または金融機関等(以下総称して「ATM保有会社等」という。)と会員との間で、ATM保有会社等が提示した条件(この場合に適用される換算レートは、ATM保有会社等が独自に定めるレートであり、第33条第7項は適用されません。)にもとづき、出金通貨と提示通貨の両替がなされたこととなり、この場合、以下の定めが適用されるものとします。
  - (1)提示通貨が日本円の場合会員が選択した円貨建の金額が海外キャッシング1回払いの借入金元金となります。
  - (2)提示通貨が日本円以外の場合会員が選択した提示通貨建の金額で、会員が提示通貨建ての現金の交付を受けたとみなしたうえで、前項が適用されます。なお、提示通貨から日本円への換算にあたっては、第33条第7項が適用されます。

### 第31条(キャッシングリボ払いの取引を行う目的・利用方法)

1. 当行が認めた場合、会員は、第20条に定める金額の範囲内で生活費資金とすることを取引を行う目的として、繰り返し当行から融資を受けることができます(以下「キャッシングリボ払い」という。)。ただし、家族会員については、当行が承認した場合に限り、キャッシングリボ払いが利用できます。
2. 会員は、次の(1)から(4)の方法により、キャッシングリボ払いを利用することができます。ただし、家族会員は(2)、(3)、(4)の方法を選択できません。
  - (1)CD・ATM に暗証番号を入力して所定の操作をする方法
  - (2)電話により申込む方法
  - (3)JCB ホームページにおいて申込む方法
  - (4)その他、当行が指定する方法また、キャッシングリボ払いによる融資日は、第33条第1項規定のお支払い口座へ融資金が振り込まれた日またはCD・ATMで融資を受けた日とします。お支払い口座へは、当行に代わり、JCBが立替で融資金を振り込む場合があります。
3. キャッシングリボ払いの返済方式は毎月元金定額払いとします。本会員は、以下の元金を翌月の約定支払日に支払うものとします。

当月15日のキャッシングリボ払い利用残高(キャッシングリボ払いの未返済元金の合計金額をいい、第30条第6項にもとづきその日までに返済方式がキャッシングリボ払いに変更されたものの金額を含む。以下同じ。)が、当行が別途通知するキャッシングリボ払い支払元金以上の場合は当該キャッシングリボ払い支払元金、キャッシングリボ払い支払元金未満の場合は当該キャッシングリボ払い利用残高。

なお、キャッシングリボ払い支払元金は、キャッシングリボ払い利用可能枠に応じて、当行が増額できるものとします。
4. 本会員は、以下のとおり利息を支払うものとします。
  - (1)標準期間におけるキャッシングリボ払い利用金額に対して融資日の翌日(なお、標準期間におけるキャッシング1回払いに関して、第30条第6項に定めるキャッシング1回払いからキャッシングリボ払いへの返済方式の変更があった場合は、変更日の翌日)から標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日までの間当行所定の利率を乗じた金額を翌月の約定支払日
  - (2)当月の約定支払日のキャッシングリボ払い利用残高(ただし、同日に支払うキャッシングリボ払い支払元金および(1)のキャッシングリボ払い利用金額を差引いた金額)に対して当月の約定支払日の翌日から翌月の約定支払日までの間当行所定の利率を乗じた金額を翌月の約定支払日
5. 当行が認めた場合、本会員は、当行所定の方法によりキャッシングリボ払い支払元金の金額を変更し、また、返済方式を、ボーナス併用払いまたはボーナス月のみ元金定額払いに変更できるものとします。第3項にかかわらず、本会員は、ボーナス併用払いの場合、ボーナス指定月の約定支払日においては本会員が指定した金額を加算した金額をキャッシングリボ払い支払元金とし、ボーナス月のみ元金定額返済の場合、ボーナス指定月の約定支払日においてのみ本会員が指定した金額をキャッシングリボ払い支払元金として支払うものとします。

6. 本会員は、キャッシングリボ払い利用残高および利息については、第3項、第4項、第5項の支払いのほか本規約末尾に記載の「繰上返済方法」にしたがい随時支払うことができます。
7. 当行は、約定支払額が約定支払日に支払われなかった場合、本会員の当行に対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合、その他会員のJCBカードの利用状況および本会員の信用状況等により会員のキャッシングリボ払いの利用が適当でない判断した場合には、会員の新たなキャッシングリボ払いの利用を中止することができるものとします。なお、延滞の発生により利用を中止する場合は、本会員の当該延滞にかかるその後の支払い状況にかかわらず、当行が定める一定の期間内において継続して利用を中止する場合があります。
8. 第30条第8項の規定は、キャッシングリボ払いに準用されます。

#### 第32条(CD・ATMでの利用)

会員は、JCBと提携する金融機関等のCD・ATMで以下の取引をおこなうことができます。その場合、会員は当行に対し、当行所定の金融機関利用料を支払うものとします。なお、CD・ATMの機種や設置地域、店舗等により、利用できない取引があり、また、CD・ATMの設置店舗の営業時間やシステム保守等により、利用できない時間帯があります。

- (1)キャッシング1回払いの利用
- (2)キャッシングリボ払いの利用または随時支払い
- (3)ショッピングリボ払いの随時支払い

### 第4章 お支払い方法その他

#### 第33条(約定支払日と口座振替)

1. 毎月10日(当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日)を約定支払日とし、本会員はショッピング利用代金の支払区分および金融サービスごとに定められた該当する約定支払日に支払うべき金額(以下「約定支払額」という。)を、あらかじめ本会員が届出た預金口座(以下「お支払い口座」という。)からの口座振替により支払うものとします。ただし、事務上の都合により当該約定支払日以降の約定支払日の支払いとなることがあります。なお、約定支払日に口座振替ができなかった場合には、当該約定支払日以降、約定支払額の全額または一部につき口座振替をすることができるものとします。
2. 前項にもとづき当行がお支払い口座から口座振替をする場合、当行は普通預金規定等にかかわらず、普通預金通帳、払戻請求書なしで口座振替ができるものとします。
3. 当行が本会員に明細(第34条第1項に定めるものをいう。)の発送手続きをおこなった後に、本会員が本規約末尾に記載の「繰上返済方法」にしたがい、約定支払日の前に借入金等を支払ったこと、もしくは会員がキャッシング1回払いもしくはキャッシングリボ払いを利用したこと等により、本会員が本規約にもとづき当行に支払うべき手数料もしくは利息の金額と当行が前項の方法により約定支払日に本会員から実際に支払いを受けた手数料もしくは利息の金額との間に差額が生ずる場合、本会員が本規約にもとづき当行に支払うべき金額を超えて当行に対する支払いをした場合、当行は翌月の約定支払日に本会員に当該差額を返金するなどの方法により精算することを本会員は承諾するものとします。なお、当行は本会員が翌月の約定支払日に支払うべき約定支払額から当行が本会員に返金すべき金額を差引くことができます。
4. 会員が国外でカードを利用した場合等の本会員の外貨建債務については、JCBの関係会社が加盟店等に第23条にかかる代金等の支払処理を行った時点(会員がカードを利用した日とは原則として異なります。)のJCBが定める換算レートおよび換算方法にもとづき、円換算した円貨により、本会員は当行に対し支払うものとします。
5. 会員が国外でカードを利用した場合において、JCBの関係会社が加盟店等に第23条にかかる代金等を支払った後に、会員と加盟店間のカード利用にかかる契約が解除された場合等、当行が本会員へ返金をおこなう場合は、原則として、前項にもとづきJCBの関係会社が加盟店等に第23条にかかる代金等の支払処理を行った時点のJCBが定める換算レートおよび換算方法により、円換算した円貨によるものとします。ただし、当行がかかる時点を特定することが不可能な場合等、やむを得ない事情がある場合には、JCBの関係会社が加盟店等との間で当該解除等にかかる手続きをおこなった時点(会員が加盟店との間で当該解除等にかかる手続きをおこなった日とは異なることがあります。)のJCBが定める換算レートおよび換算方法による場合があります。
6. 会員が国外で付加価値税(VAT)返金制度を利用した場合において、当行が本会員へ返金をおこなう際の換算レートおよび換算方法は、JCBの関係会社が付加価値税(VAT)返金制度取扱免税会社との間で当該返金にかかる手続きをおこなった時点(会員が付加価値税(VAT)返金制度を利用した日またはカードを利用した日とは異なります。)のJCBが定める換算レートおよび換算方法により、円換算した円貨によるものとします。なお、会員が本条第8項にもとづき円貨建のショッピング利用代金額を選択した場合であっても、当行が本項にもとづき本会員へ返金を行う金額は、外貨建の返金額を本項および次項にもとづき円換算した金額となり、加盟店が会員に対して円貨建のショッピング利用代金額を提示する際に適用した換算レートは適用されません。

7. 第4項から第6項の換算レートおよび換算方法は、原則として、JCB指定金融機関等が指定した為替相場を基準にJCBが定めるものとし、別途公表します。なお、一部の航空会社その他の加盟店におけるカード利用の場合には、当該加盟店の都合により一旦異なる通貨に換算されたうえ、JCBが定める換算レートおよび換算方法により円換算することがあります。
8. 会員が国外でカードを利用した場合であっても、会員が加盟店において、外貨建のショッピング利用代金額のほかに、または外貨建のショッピング利用代金額に代えて、円貨建のショッピング利用代金額の提示を受けて、会員が円貨建のショッピング利用代金額を選択した場合には、会員が加盟店において提示を受けた円貨建の金額がショッピング利用代金額となります。この場合、本条第4項、第5項および第7項の適用はありません。なお、加盟店が会員に対して円貨建のショッピング利用代金額を提示する際に適用される、外貨から円貨への換算レートは、各加盟店が独自に定めるレートであり、JCBが定める換算レートとは異なります。(ただし、第6項にもとづく返金時のみ、第7項は適用されます。)
9. 本会員が本規約にもとづきATMを利用する方法によりカードの利用代金を支払う場合、本会員が利用する金融機関のサービスの種類や内容にかかわらず、会員本人名義の口座への入金が発行日となる場合があります。

#### 第34条(明細)

当行は、本会員の約定支払額、ショッピングリボ払い利用残高、・ショッピング分割払い利用残高(ショッピングスキップ払い利用残高を含む。)およびキャッシングリボ払い利用残高等(以下「明細」という。)を約定支払日の当月初め頃、本会員にご利用代金明細書として、本会員の届出住所への郵送その他当行所定の方法により通知します。なお、第24条第2項(2)にもとづく利用内容の変更等がなされた場合、当行は、当該変更後の明細を、ご利用代金明細書として再通知します。本会員は、明細の内容について異議がある場合には、通知を受けた後1週間以内に申出るものとします。なお、年会費のみの支払いの場合、ご利用代金明細書の発行を省略することがあります。

#### 第35条(遅延損害金)

1. 本会員が、会員のカード利用にもとづき当行に対して支払うべき約定支払額を約定支払日に支払わなかった場合には、約定支払額(ただし、ショッピングリボ払い手数料、ショッピング分割払い手数料、ショッピングスキップ払い手数料、金融サービスの手数料および利息ならびに遅延損害金等は除く。)に対しその翌日から完済に至るまで、また、本規約にもとづき当行に対して負担する債務につき期限の利益を喪失した場合には、残債務全額(ただし、ショッピングリボ払い手数料、ショッピング分割払い手数料、ショッピングスキップ払い手数料、金融サービスの手数料および利息ならびに遅延損害金等は除く。)に対し期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで、それぞれ以下に定める利率を乗じた遅延損害金を支払うものとします。
  - ・ショッピング1回払い、ショッピングリボ払い  
年14.60%
  - ・キャッシング1回払い、キャッシングリボ払い  
年20.00%
  - ・ショッピング2回払い、ボーナス1回払い、ショッピングスキップ払い  
法定利率(商事法定利率をいう。以下同じ。)
2. 第1項にかかわらず、ショッピング分割払いにかかる債務については以下の遅延損害金を支払うものとします。
  - (1)分割支払金の支払いを遅延した場合は、分割支払金のうち分割支払元金に対し約定支払日の翌日から完済に至るまで年14.60%を乗じた金額とします。ただし、当該遅延損害金はショッピング分割払い残元金に対し法定利率を乗じた額を超えない金額とします。
  - (2)支払総額の残額の期限の利益を喪失した場合は((1)の場合を除きます。)、ショッピング分割払い残元金に対し期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで法定利率を乗じた金額とします。

#### 第36条(支払金等の充当順序)

本会員の当行に対する債務の支払額が本規約およびその他の諸契約にもとづき当行に対して負担する債務の全額を消滅させるのに充たない場合には、当該支払額の債務への充当は、当行所定の順序により当行がおこなうものとします。

#### 第37条(当行の債権譲渡)

当行は、当行が必要と認めた場合、当行が本会員に対して有するカード利用にかかる債権を信託銀行等の第三者に譲渡すること、または担保に入れることがあります。

#### 第38条(管理・回収業務の委託)

当行は、本会員に対して有するカード利用にかかる債権の管理・回収業務を、「債権管理回収業に関する特別措置法」にもとづき法務大臣より営業許可を受けた債権回収会社に委託することができるものとします。

#### 第39条(期限の利益の喪失)

1. 本会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、本規約にもとづく一切の債務について当然に期限の利益を失い、ただちに債務の全額を支払うものとします。
  - (1)仮差押、差押、競売の申請、破産もしくは再生手続開始の申立等の法的な債務整理手続の申立があったと

- き。
- (2) 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押があったとき。
  - (3) 手形交換所(これに準ずる施設を含みます。)の取引停止処分を受けたとき、または一般の支払いを停止したとき。
  - (4) カード利用代金を約定支払日に支払わず、相当期間を定めた当行からの催告後に是正されないとき。ただし、ショッピングリボ払い、ショッピング分割払い、ショッピングスキップ払い、ショッピング2回払いまたはボーナス1回払いによるカードショッピング代金額にもとづく債務については、当該債務の履行を遅滞し、当行から20日以上の相当な期間が定められた書面に記載された期限までに支払わなかった場合は、当該期限後に初めて到来する約定支払日に期限の利益を喪失するものとします。
  - (5) 会員が死亡、その他一身上の変動を生じたとき。
2. 本会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、当行の請求により、本規約にもとづく一切の債務について期限の利益を失い、ただちに債務の全額を支払うものとします。
- (1) 当行に支払うべき債務(ただし、カード利用代金を除きます。)の1つでも期限に履行しなかったとき、または会員資格を喪失したとき。ただし、ショッピングリボ払い、ショッピング分割払い、ショッピングスキップ払い、ショッピング2回払いまたはボーナス1回払いによるカードショッピング利用代金額にもとづく債務については、本項にかかわらず、当該債務の履行を遅滞し、当行から20日以上の相当な期間が定められた書面に記載された期限までに支払わなかった場合は、当該期限後に初めて到来する約定支払日に期限の利益を喪失するものとします。
  - (2) 当行が所有権留保した商品の質入れ・譲渡・賃貸その他の処分をおこなったとき。
  - (3) 当行に対する預金、積金を当行の承認なく他に譲渡もしくは質入れしたとき。
  - (4) 本規約上の義務、または当行との取引約定の1つにでも違反し、その違反が重大な違反となるとき。(第44条の2第1項に違反する場合を含むが、それに限らない。)
  - (5) 本会員の信用状態に重大な変化が生じたとき。
  - (6) 保証委託先から当行に対し当該委託にもとづく連帯保証の取消または解約の申出(ただし、もっぱら保証会社側の事情による取消または解約の申出を除きます。)があったとき。
  - (7) カード改ざん、不正使用等当行がカードの利用を不適当と認めたととき。
  - (8) 住所変更の届出を怠るなど、会員の責に帰すべき事由によって、当行において会員の所在が不明となったとき。

#### 第40条(当行からの相殺)

- 1. 本会員が、本規約にもとづくカード利用により当行に対して負担した債務を履行しなければならないときは、その債務と当行に対する本会員の預金その他債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、当行はいつでも相殺することができます。この場合、当行は本会員に対し、書面により通知するものとし、相殺した預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印してただちに当行に提出していただきます。
- 2. 前項によって相殺する場合には、債権債務の利息、手数料および損害金の計算期間は相殺実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによるものとし、また外国為替相場については当行の相殺計算実行時の相場を適用するものとします。

#### 第41条(本会員からの相殺)

- 1. 本会員は、弁済期にある預金その他の債権と本規約にもとづくカード利用により当行に対して負担した債務とを、その債務の期限が未到来であっても、本会員自ら当該期限の利益を放棄することにより、相殺することができます。この場合、本会員は当行に対し書面により通知するものとし、相殺した預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印してただちに当行に提出していただきます。
- 2. 前項によって相殺する場合には、債権債務の利息、手数料および損害金の計算期間は相殺実行の日までとし、預金等の利率については預金規定等の定めによるものとし、また外国為替相場については当行の相殺計算実行時の相場を適用するものとします。

#### 第42条(相殺における充当の指定)

- 1. 当行から相殺する場合に、本会員が本規約にもとづくカード利用により当行に対して負担した債務のほかに当行に対して債務を負担しているときは、当行は債権保全上の事由によりどの債務との相殺にあてるかを指定することができます。
- 2. 本会員から返済または相殺をする場合に、本会員が本規約にもとづくカード利用により当行に対して負担した債務のほかに当行に対して債務を負担しているときは、本会員はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、本会員がどの返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは当行が指定することができます。

#### 第43条(退会)

- 1. 会員は、両社所定の方法により退会を申出することができます。この場合、当行の指示にしたがってただちにカードを返還するか、カードに切り込みを入れて破棄しなければならないものとし、当行に対する残債務全額を完済したときをもって退会となります。なお、本会員は、本規約にもとづき当行に対して負担する債務について

は、退会の申出後も、本規約の定めにしたがい支払い義務を負うものとします。

2. 当行が第2条、第3条または第6条にもとづき送付したカードについて、会員が相当期間内に受領しない場合には、両社は会員が退会の申出をおこなったものとして取扱うものとします。
3. 本会員が退会する場合、当然に家族会員も退会となります。
4. 家族会員のみが退会をする場合は、退会する家族会員の家族カードおよび貸与されたチケット等を添え、両社所定の届出用紙により当行に届出するものとします。

#### 第44条(会員資格の喪失)

1. 会員((5)または(10)のときは、それに該当する会員をいい、家族会員が(1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(11)のいずれかに該当したときは、当該家族会員のみならず、本会員も含む。)は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)、(6)、(9)、(10)、(11)、(12)、(13)、(14)においては当然に、(2)においては相当期間を定めた当行からの通知、催告後に是正されない場合、(3)、(4)、(7)、(8)、においては当行が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。なお、本会員は、本規約にもとづき当行に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めにしたがい支払義務を負うものとします。また、本会員が会員資格を喪失した場合、当然に家族会員も会員資格を喪失します。なお、本会員は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。
    - (1)会員が入会時に、氏名、住所、勤務先、年収、家族構成、会員の特定、信用状況の判断に係る事実等について虚偽の申告をしたことが判明したとき。
    - (2)本会員が約定支払額を約定支払日に払わなかったとき、その他会員が本規約に違反したとき。
    - (3)会員が本規約に違反し、当該違反が重大な違反にあたる時。
    - (4)会員の信用状態に重大な変化が生じたとき、または換金目的によるショッピング利用等会員によるカードの利用状況が不適当もしくは不審があると当行が判断したとき。
    - (5)当行が更新カードを発行しないで、カードの有効期限が経過したとき。
    - (6)お支払い口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またその恐れがあると当行が認め、お支払い口座における取引を停止し、または本会員に通知する事によりお支払い口座を強制解約したとき。
    - (7)保証委託先から当行に対し当該委託にもとづく連帯保証の取消または解約の申出(ただし、もっぱら保証会社側の事情による取消または解約の申出を除きます。)があったとき。
    - (8)カード改ざん、不正使用等当行がカードの利用を不適当と認めたととき。
    - (9)住所変更の届出を怠るなど、会員の責めに帰すべき事由によって、当行において会員の所在が不明となったとき。
    - (10)会員が死亡した場合または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡があった場合。
    - (11)会員が、次の から までのいずれかに該当したことが判明した場合  
暴力団 暴力団員 暴力団準構成員 暴力団関係企業 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 その他各号に準ずる者
  - (12)会員が、自らまたは第三者を利用して、次の から までのいずれかに該当する行為をした場合  
暴力的な要求行為 法的な責任を超えた不当な要求行為 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 その他各号に準ずる行為
  - (13)会員に対し第9条第4項または第48条第4項の調査等が完了しない場合や会員がこれらの調査等に対し虚偽の回答をした場合
  - (14)会員が、本会員として当行から複数のカードを貸与されている場合、他のカードについて上記(1)、(5)、(6)、(9)、(10)、(11)、(12)に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じたとき
  - (15)付帯サービスについて解除の申出をした時は、当該会員から退会の申出がなされたものとみなします。
2. 家族会員は、本会員が、当行所定の方法により家族会員による家族カードの利用の中止を申出た場合、その申出時をもって当然に、本代理権を喪失し、これにより会員資格を喪失します。
  3. 第1項または第2項の場合、会員資格の喪失の通知の有無にかかわらず、当行は加盟店にカードの無効を通知することができるものとします。
  4. 第1項または第2項に該当し、当行が直接または加盟店を通じてカードの返還を求めたときは、会員はただちにカードを返還するものとします。
  5. 当行は、第1項または第2項に該当しない場合でも、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがあるときまたは会員のカード利用が適当でないと合理的な理由にもとづき認めたとときには、カードの利用を断ることができるものとします。
  6. 本会員は、会員資格の喪失後においても、カードを利用または利用されたとき(会員番号の使用を含む)は当該使用によって生じたカード利用代金等についてすべて支払いの責を負うものとします。

#### 第44条の2(反社会的勢力の排除)

1. 会員および入会を申込みされた方(以下あわせて「会員等」という。)は、暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標

ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者(以下、上記の9者を総称して「暴力団員等」という。)、暴力団員等の共生者、その他これらに準ずる者(以下、上記のすべてを総称して「反社会的勢力」という。)のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為(以下、総称して「不当な要求行為等」という。)を行わないことを確約するものとします。

2. 第1項に定める「暴力団員等の共生者」とは、以下のいずれかに該当する者をいいます。

- (1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する者。
- (2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者。
- (3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有する者。
- (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者。
- (5)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者。
- (6)その他暴力団員等の資金獲得活動に乗じ、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者。

3. 会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。

- (1)暴力的な要求行為。
- (2)法的な責任を超えた不当な要求行為。
- (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
- (4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行または中銀カード株式会社(以下「保証会社」という。)の信用を毀損し、または当行および保証会社の業務を妨害する行為。
- (5)その他前各号に準ずる行為。

4. 会員が、暴力団員等もしくは第2項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第2項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当行が取引の継続を不適切と判断する場合には、会員は当行から請求があり次第、当行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、ただちに債務を弁済するものとします。

5. 会員が、暴力団員等もしくは第2項各号のいずれかに該当し、もしくは第3項各号のいずれかに該当する行為をし、または第2項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当行または保証会社が取引の継続を不適切と判断する場合には、当行は会員に通知することにより、この約定による極度額の減額、あるいは利用を中止し、またはこの約定を解約することができるものと、保証会社は、第50条にもとづく会員との保証委託契約をなんらの催告なく解除することができるものとします。

6. 前3項の規定の適用により、会員に損害が生じた場合にも、当行または保証会社になんらの請求をしないものとします。また、当行または保証会社に損害が生じたときは、会員がその責任を負うものとします。

#### 第45条(カードの紛失、盗難による責任の区分)

1. カードの紛失、盗難等により、他人にカードを使用された場合、そのカードの利用代金は本会員の負担とします。

2. 第1項にかかわらず、会員が紛失、盗難の事実を速やかに当行またはJCBに届出るとともに所轄の警察署へ届出、かつ当行またはJCBの請求により所定の紛失、盗難届を当行またはJCBに提出した場合、当行は、本会員に対して当行またはJCBが届出を受けた日の60日前以降のカードの利用代金について、その支払いを免除します。ただし、次のいずれかに該当するときは、カードの利用代金の支払いは免除されないものとします。

- (1)会員が第2条に違反したとき。
- (2)会員の家族、同居人等、会員の関係者がカードを使用したとき。
- (3)会員またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって紛失、盗難が生じたとき。
- (4)紛失、盗難届の内容が虚偽であるとき。
- (5)会員が当行の請求する書類を提出しなかったとき、または当行等のおこなう被害状況の調査に協力を拒んだとき。
- (6)カード使用の際、登録された暗証番号が使用されたとき(第7条第2項ただし書きの場合を除きます。)
- (7)戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失、盗難が生じたとき。
- (8)その他本規約に違反している状況において紛失、盗難が生じたとき。

#### 第46条(偽造カードが使用された場合の責任の区分)

1. 偽造カード(第2条第1項にもとづき両社が発行し当行が会員本人に貸与するカード以外のカードその他これに類似するものをいう。)の使用にかかるカード利用代金については、本会員の負担となりません。この場合、会

員は被害状況等の調査に協力するものとします。

2. 第1項にかかわらず、偽造カードの作出または使用につき、会員に故意または過失があるときは、当該偽造カードの使用にかかるカード利用代金は、本会員の負担とします。

#### 第47条(費用の負担)

本会員は、金融機関等にて振込みにより支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約にもとづく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料、本規約にもとづく費用・手数料等に課される消費税その他の公租公課、および当行が債権の保全実行のために要した費用を負担するものとします。

#### 第48条(カード利用の一時停止等)

1. 当行は、会員が利用可能枠を超えた利用をした場合または利用しようとした場合、利用可能枠内であっても短時間に換金性商品を連続して購入する等カードの利用状況が不審な場合、もしくは延滞が発生する等の利用代金の支払状況等の事情によっては、カードショッピング、キャッシング1回払い、海外キャッシング1回払い、キャッシングリボ払いおよび海外預金引出サービスの全部またはいずれかの利用を一時的にお断りすることがあります。
2. 当行はカードおよびカード情報の第三者による不正使用の可能性があると当行が判断した場合、会員への事前通知なしに、カードショッピング、キャッシングリボ、キャッシング一括および海外キャッシュサービスの全部またはいずれかの利用を保留またはお断りすることがあります。
3. 当行は、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合、カードの利用状況に不審がある場合には、カードショッピング、キャッシング1回払い、海外キャッシング1回払い、キャッシングリボ払いおよび海外預金引出サービスの全部またはいずれかを一時的に停止し、もしくは、加盟店やATM等を通じてカードの回収をおこなうことができます。加盟店からカード回収の要請があったときは、会員は異議なくこれに応ずるものとします。
4. 当行は、本会員の信用状況等に応じて、審査のうえ必要と認めた場合、キャッシング1回払い、海外キャッシング1回払い、キャッシングリボ払いおよび海外預金引出サービスの利用を停止することができるものとします。
5. 当行は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」にもとづき、当行が必要と認めた場合には、会員に当行が指定する書面の提出および申告を求めることができるものとし、また同法に関する制度の整備が十分におこなわれていないと認められる国または地域において、また、同施行令において厳格な取引時確認の対象とされている外国PEPs(外国の元首その他、外国の重要な公的地位に当たる者およびその家族として、同施行令において定められている者をいう。以下同じ。)に対して、カードの利用を制限することができるものとします。また、当行は会員が特定国等へ居住する場合または外国PEPsであると認める場合、キャッシング総枠を消滅させることによりキャッシングサービス等の利用を停止できるものとします。

#### 第49条(成年後見人等の届出)

1. 会員は、会員について家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合および任意後見監督人の選任がなされた場合には、ただちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面により当行に届出するものとします。
2. 会員は、会員がすでに補助・補佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前項と同様に届出するものとします。
3. 会員は、第1項および第2項の届出事項に取消または変更があった場合にも、同様に届出するものとします。
4. 当行が相当の注意をもって意思能力を確認し、会員が行為能力者であると認めて取り引きしたときは、第1項、第2項、第3項に定める届出の前に生じた損害は、会員の負担とします。

#### 第50条(保証委託)

1. 会員は本規定に定める当行に対する一切の債務について保証会社に保証を委託することとします。
2. 会員が本規定に違反したため、保証会社が当行から保証債務(情報誌購読料を含みます。)の履行を求められたときには、会員に対し何らの通知・催告なくして弁済されても異議なく、会員は保証会社に対し、その代位弁済額全額とそれに対する代位弁済日の翌日から完済まで年14.60%の損害金を支払います。ただし、分割払元金(本規約にもとづき会員が分割払いを指定したショッピング利用代金をいいます。)にかかる代位弁済金に対する損害金については、分割払元金に対し法定利率を乗じた額を超えない金額とします。
3. 本会員は、保証会社が加盟する個人情報情報機関および当該機関と提携する個人情報情報機関に照会し、本会員の個人情報(同機関の加盟会員によって登録される情報、貸金業協会から登録を依頼された情報、官報情報など同機関が独自に収集・登録する情報を含みます。)が登録されている場合には、銀行法施行規則、割賦販売法および貸金業法等により本会員の支払能力の調査の目的(与信判断のほか与信後の管理を含みます。)に限りそれを利用することに同意します。
4. 保証会社が加盟する個人情報情報機関および当該機関と提携する個人情報情報機関は、本規約末尾に記載の個人情報情報機関とします。各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに記載されており、なお、個人情報情報機関に登録されている情報の開示は、各機関でおこないます(保証会社ではできません。)。また、保証会社が新たに個人情報情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途書面により通知し、同意を得るものとします。

#### 第51条(合意管轄裁判所)

会員は、会員と当行またはJCBとの間で訴訟が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず会員の住所地、当行(会員と当行との間の訴訟の場合)の本店もしくはお支払い口座のある店舗、またはJCB(会員とJCBとの間の訴訟の場合)の本社、支社、営業所の所在地を所轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

#### 第52条(準拠法)

会員と両社との本規約およびその他の諸契約に関する準拠法はすべて日本法とします。

#### 第53条(外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等の適用)

会員は、国外でカードを利用するに際しては、外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等にしがいがい、許可証、証明書その他の書類を提出し、またはカードの利用の制限あるいは停止に応じていただくことがあります。

#### 第54条(会員規約およびその改定)

本規約は、会員と両社との一切の契約関係に適用されます。また、将来本規約または本規約に付随する規定もしくは特約等が改定され、両社がその内容を書面その他の方法により通知した後に会員がカードを利用した場合、当該改定内容を承認したものとみなします。なお、本規約と明示的に相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。

#### 割賦販売法で定める法定用語の読み替えについて

割賦販売法で定める法定用語は、カード発行のご案内、会員規約、ご利用代金明細書等において次のとおり読み替えます。

割賦販売法で定める法定用語	読み替え後の用語
現金販売価格、現金提供価格	ショッピング利用代金、ショッピング利用代金額、ご利用金額
支払総額	分割支払金合計額
包括信用購入あっせんの手数料	ショッピングリボ払い、分割払い、スキップ払い手数料、手数料
分割支払額	毎月の支払額、お支払金額など
支払回数	支払区分

#### < ご相談窓口 >

1. 本規約についてのお申出、お問い合わせ、ご相談、個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ、ご相談および支払停止の抗弁に関する書面については下記にご連絡ください。

株式会社中国銀行 クレジットカードデスク 086-801-2044  
〒700-8628 岡山市北区丸の内1-15-20

株式会社ジェーシーピー JCB インフォメーションセンター  
東京 0422-76-1700 大阪 06-6941-1700  
福岡 092-712-4450 札幌 011-271-1411

なお、JCBでは個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として個人情報統括責任者(コンプライアンス部 担当役員)を設置しております。

中銀カード株式会社 お客様相談室 086-231-2271  
〒700-0904 岡山市北区柳町2-11-23

2. 宣伝印刷物送付等の営業案内中止のお申出については下記にご連絡ください。

株式会社中国銀行 クレジットカードデスク 086-801-2044  
〒700-8628 岡山市北区丸の内1-15-20

株式会社ジェーシーピー JCB インフォメーションセンター  
東京 0422-76-1700 大阪 06-6941-1700  
福岡 092-712-4450 札幌 011-271-1411

3. 商品等についてのお問い合わせ、ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。

#### < 共同利用会社 >

本規約に定める共同利用会社は以下のとおりです。

株式会社 JCB トラベル

〒171-0033 東京都豊島区高田3-13-2高田馬場 TS ビル

利用目的: 旅行サービス、航空券・ゴルフ場等リザーベーションサービス、株式会社ジェーシーピーおよび株

株式会社JCBトラベルが運営する「J-Basketサービス」等の提供  
 株式会社ジェーシービー・サービス  
 〒107-0062 東京都港区南青山5-1-20青山ライズフォート  
 利用目的: 保険サービス等の提供

< 加盟個人信用情報機関 >

本規約に定める加盟個人信用情報機関は以下のとおりです。

株式会社シー・アイ・シー (CIC) (割賦販売法にもとづく指定信用情報機関)

〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7新宿ファーストウエスト15階

電話番号 0120-810-414

<http://www.cic.co.jp/>

全国銀行個人信用情報センター

電話番号 03-3214-5020

<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

保証会社が加盟する個人信用情報機関は、株式会社シー・アイ・シー (CIC) です。

各個人信用情報機関の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の各社開設のホームページをご覧ください。

「登録情報および登録期間」

	CIC	全国銀行個人信用情報センター
氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の番号、本人確認書類の記号番号等の本人情報	左記 のいずれかの情報が登録されている期間	
加盟個人信用情報機関を利用した日および本契約にかかる申込みの事実	当該利用日より6か月間	当該利用日から1年を超えない期間
入会年月日、利用可能枠、貸付残高、割賦残高、年間請求予定額等の本契約の内容および債務の支払いを延滞した事実、完済等のその返済状況	契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年以内	契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間
官報において公開されている情報		破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間	
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	登録日より5年以内	本人申告のあった日から5年を超えない期間

上記のうち、個人信用情報機関が独自に収集し、登録するものは、 となります。

上記の他、全国銀行個人信用情報センターについては、不渡情報(第一回目不渡発生日から6か月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間)が登録されます。

上表の他、CICについては支払い停止の抗弁の申出が行われていることが、その抗弁に関する調査期間中登録されます。

< 提携個人信用情報機関 >

本規約に定める提携個人信用情報機関は以下のとおりです。

株式会社日本信用情報機構 (JICC)

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1

電話番号 0570-055-955

<http://www.jicc.co.jp/>

株式会社日本信用情報機構の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社開設のホームページをご覧ください。

加盟個人情報情報機関と提携個人情報情報機関の関係は以下のとおりです。

加盟個人情報情報機関	提携個人情報情報機関	登録情報
CIC	JICC、 全国銀行個人情報センター	
JICC	CIC、 全国銀行個人情報センター	
全国銀行個人情報センター	CIC、JICC	

提携個人情報情報機関の加盟会員により利用される登録情報は、「債務の支払いを延滞した事実等」となりません。

<ショッピングリボ払いのご案内>

1. 毎月のお支払い元金

		締切日(毎月15日)のご利用残高		
		10万円以下	10万円超 10万円ごとに	
お支払 コース	全額コース	締切日(毎月15日)のご利用残高全額		
	定額コース	ご指定の金額(5千円以上1千円単位)*		
	残高スライドコース	標準コース	1万円	1万円加算
		短期コース	2万円	2万円加算

\*ゴールド会員の場合は1万円以上1千円単位となります。

指定する欄がない、もしくはご指定いただいていない場合(A)もしくは(B)となります。

(A)新規ご入会の場合は定額コース1万円とさせていただきます

(B)新カードへお切替の場合は、お切替前の設定元金が引き継がれます

2. 手数料率

実質年率15.00%

[初回のご請求]実質年率×日数(締切日の翌日より翌月の約定支払日まで)÷365日

[2回目以降のご請求]実質年率×日数(約定支払日の翌日より翌月の約定支払日まで)÷365日

3. お支払い例

・定額コース1万円の方が6月30日に7万円をご利用の場合

(1)8月10日のお支払い

お支払い元金 10,000円

手数料 747円(7万円×15.00%×26日/365日)

8月10日の弁済金 10,747円( + )

(2)9月10日のお支払い

お支払い元金 10,000円

手数料 764円(6万円×15.00%×31日/365日)

9月10日の弁済金 10,764円( + )

<ショッピング分割払いのご案内>

1. 手数料率

実質年率15.00%(月利1.25%)

2. 支払回数表

支払回数	3回	5回	6回	10回	12回	15回	18回
支払期間	3か月	5か月	6か月	10か月	12か月	15か月	18か月
割賦係数	2.51%	3.78%	4.42%	7.00%	8.31%	10.29%	12.29%
(ショッピング利用代金10,000円あたりの分割払手数料の額)	251円	378円	442円	700円	831円	1,029円	1,229円

支 払 回 数	20回	24回
支払期間	20か月	24か月
割賦係数	13.64%	16.37%
(ショッピング利用代金10,000円あたりの分割払手数料の額)	1,364円	1,637円

加盟店により、上記以外の支払回数をご指定いただける場合があります。

### 3. お支払い例

現金販売価格10万円の商品をお10回払いでご購入の場合

A. 上表にもとづく手数料総額

$$100,000円 \times 7.00\% = 7,000円$$

B. 上表にもとづく支払総額

$$100,000円 + 7,000円 = 107,000円<sup>1</sup>$$

C. 毎月の支払額

$$107,000円 \div 10回 = 10,700円<sup>2</sup> (ただし、初回10,518円<sup>3</sup>、最終回10,699円<sup>4</sup>)$$

D. 支払総額

$$10,518円 (初回) + 10,700円 \times 8 (第2回 \sim 第9回) + 10,699円 (最終回) = 106,817円$$

1「D. 支払総額」は、「B. 上表にもとづく支払総額」を超えない範囲とします(計算の過程で端数金額が生じた場合は調整されます。)

2毎月の支払金額を均等にするため、いったん割賦計数を用いて「C. 毎月の支払額」を算出しています。

3初回支払額は上記「C. 毎月の支払額」から月利で求めた手数料を引いた金額を支払元金とし、それに日割計算で求めた手数料を加えた金額となります。

$$\text{月利計算の手数料} \quad 100,000円 \times 1.25\% = 1,250円$$

$$\text{初回支払元金} \quad 10,700円 - 1,250円 = 9,450円$$

$$\text{日割計算の手数料} \quad 100,000円 \times 15.00\% \times 26日 \div 365日 = 1,068円$$

$$(ご利用金額 \times \text{実質年率} \times \text{日数} (\text{締切日の翌日より翌月10日まで}) \div 365日)$$

$$\text{初回支払額} \quad 9,450円 + 1,068円 = 10,518円$$

4最終回の支払額は、最終回の分割支払元金(現金販売価格からお支払済分割支払元金(初回から第9回まで)の合計を差引いた金額)と手数料の合計となります。

第2回から第9回までの分割支払元金は、「C. 毎月の支払額」から月利で求めた手数料を引いた金額となります。

<例、第2回>

$$\text{初回支払後残高} \quad 100,000円 - 9,450円 = 90,550円$$

$$\text{月利計算の手数料} \quad 90,550円 \times 1.25\% = 1,131円$$

$$\text{第2回支払元金} \quad 10,700円 - 1,131円 = 9,569円$$

#### <ショッピングスキップ払いのご案内>

ご利用金額にショッピングスキップ払い手数料を加えた金額を、ご指定のお支払い月の10日(ただし、当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日)に一括(1回)でのお支払いとなります。

手数料: ご利用金額  $\times$  手数料率(月利)  $\times$  繰延月数(変更前お支払い月からご指定のお支払い月までの月数をいいます。)

支払期間: 54 ~ 239日

#### 1. 手数料率

実質年率12.00 ~ 15.00% (月利1.00 ~ 1.25%)

上記利率の範囲内で、カード発行会社ごとに設定となります。

ただし、カード発行会社と会員の間に別途約定がある場合は上記以外の利率となる場合もあります。

#### 2. お支払い例

実質年率15.00%の方が6月30日にショッピング1回払いにて1万円を利用し(8月10日お支払い分にて利用)、お支払い月を11月10日へ変更した場合

<11月10日のお支払い>

お支払い元金 10,000円

手数料 375円(1万円  $\times$  3ヵ月  $\times$  (15.00%/12ヵ月))

11月10日の支払額(支払総額) 10,375円( + )

<キャッシングサービスのご案内>

(資金使途 / 自由(ただし、事業資金は除く))

名称	融資利率 (年利*1)	返済方式	返済期間/ 返済回数	担保・ 保証人
キャッシング1 回払い(国内・ 海外)	年利15.00%	元利一括払い	23～56日 (ただし暦による。)1回	不要
JCB キャッシングリ ボ払い	年利15.00%	毎月元金定額払い ボーナス併用払い ボーナス月のみ元金定額払 い	利用残高および返済方式に応じ、ご 返済元金と利息を完済するまでの期 間、回数。なお、ご利用可能枠の範囲 内で繰り返し借入れる場合には、利 用残高が変動するため、返済期間、 返済回数も変更となる。 <返済例>貸付金額10万円で返済 元金1万円の毎月元金定額払いの場 合、10か月/10回。	不要

(学生会員の方は、キャッシングリボ払いはご利用いただけません。)

CD・ATMでのキャッシング1回払い(国内)・キャッシングリボ払いの利用手数料(1回のご利用金額が1万円以下の場合は100円(税別)、1万円を超える場合は200円(税別)は会員負担となります。

(カード発行会社により、手数料をご負担いただくCD・ATMの対象が異なる場合があります。)

海外キャッシング1回払いをご利用の場合、国外の金融機関等の事務処理の都合上、ご利用データのJCBへの到着が遅れ、お支払日が標準期間満了日の属する月の2か月後または3か月後の約定支払日となる場合がございます。(最大返済期間は101日、ただし暦による。)。この場合であっても、手数料は融資日の翌日から標準期間満了日の属する月の翌月10日までの期間に手数料を乗じた金額となります。

\*1 1年365日(うるう年は366日)による日割り計算。

遅延損害金 年20.00%

<繰上返済方法>

	ショッピングリ ボ払い	ショッピング 分割払い*	キャッシング1 回払い(国内・海外)	キャッシング リボ払い	
1. ATMによる返済		×	×		当行のATMおよび提携金融機関のATM等から入金して返済する方法
2. 口座振替による返済			×		事前に当行に申出ることにより、約定支払日に口座振替により返済する方法
3. 口座振込での返済					事前に当行に申出のうえ、当行指定口座への振込みにより返済する方法
4. 持参による返済					当行に現金を持参して返済する方法

\* 全額繰上返済のみとなります。なお、ショッピングスキップ払いの繰上返済方法はショッピング分割払いの繰上返済方法と同様です。

全額繰上返済の場合、日割計算にて返済日までの手数料または利息を併せて支払うものとします。

一部繰上返済の場合、原則として返済金の全額を元本の返済に充当するものとし、次回以降の約定支払日に、日割計算にて元本額に応じた手数料または利息を支払うものとします。

海外キャッシング1回払いについては、国外の金融機関・ATM保有会社等の事務処理の都合上、海外キャッシング1回払いのご利用日から、JCBに売上票が到着する日まで日数がかかる場合があります。

この場合、JCBに売上票が到着するまで、本会員は繰上返済することができません。

## 海外預金引出サービス規定

本規定は「DREAMe - W JCBカード」の場合に適用となります。

### 第1条(サービス内容)

1. 海外預金引出サービス(以下「本サービス」という。)とは、JCBが日本国外で提携するCirrus等のATMネットワークに加盟している金融機関または、提携するクレジット会社が設置している支払機で、会員がカードを使用して現地通貨によりお支払い口座から預金の払戻しを受けることができるサービスです。なお、支払機の利用方法は、それぞれの支払機設置先の定めによります。
2. 本会員は、家族会員に対し、家族会員が家族カードを使用して本会員に代わって本サービスを利用する一切の権限を授与するものとし、家族会員による本サービスの利用にもとづく一切の支払債務は本会員が負担するものとします。
3. 本サービスを利用する場合、第5条に定める場合を除いては日本国外におけるキャッシング1回払いは利用できないものとします。

### 第2条(支払い)

1. 本サービスによる日本国外での払戻しにかかるお支払い口座からの引落しは、原則としてJCBでの処理日の2営業日後を支払日とし、本会員は当行に対し、通帳および払戻請求書なしでお支払い口座から自動引落しの方法により支払うものとします。ただし、通信障害その他の事由により当行およびJCBへの本サービスの利用内容にかかる情報の伝達が遅れた場合には、本項にもとづくお支払い口座からの引落日が相当期間遅れる場合があります。
2. 前項の支払については、外貨額をJCBまたは提携金融機関、提携クレジット会社が定める時期ならびに為替相場により円貨に換算した金額(以下「サービス利用額」という。)を前項により引落すものとします。
3. 本サービスにかかる引落しと支払日の到来しているショッピングサービス、キャッシング1回払いおよびキャッシングリボ払いによる債務がお支払い口座の預金の不足により同時に引落すことができない場合における引落しの選択は当行の任意とします。

### 第3条(利用可能枠)

本サービスの利用可能枠は、当行が定める金額(以下「サービス利用可能枠」という。)とし、所定の方法により本会員に通知するものとします。会員はサービス利用可能枠からサービス利用額の残高を差引いた金額の範囲内で、本サービスを利用することができます。また、各支払機における1回あたりの利用可能金額は、JCBまたは提携金融機関、提携クレジット会社が定める金額までとします。

### 第4条(手数料)

本サービスの利用にあたっては、当行は、本会員より当行所定の手数料(以下「サービス手数料」という。)を申し受けます。また支払機利用手数料については、当該支払機を設置している金融機関、提携クレジット会社の定めによります。なお、サービス手数料は、第2条の引落しと同時に引落します。

### 第5条(海外キャッシング1回払いへの振替)

サービス利用額およびサービス手数料の額の合計額がお支払い口座の預金の不足等により引落しできなかった場合には、日本国外での払戻しにかかるお支払い口座からの引落しの取扱いはなかったものとし、かわりにサービス利用額全額について中国銀行JCBカード会員規約(以下「会員規約」という。)第30条に定める日本国外におけるキャッシング1回払いをおこなったものとみなします。なお、この場合、前条のサービス手数料は発生せず、その代わりに当行は、本会員より会員規約第30条第6項に定める手数料を申し受けます。

### 第6条(解約)

1. 会員は、両社所定の方法により本サービスを解約することができます。
2. 両社は、会員が次のいずれかに該当する場合、本サービスを解除することができるものとします。
  - (1)会員が会員規約にもとづく会員資格を喪失した場合。
  - (2)会員が本規定もしくは会員規約に違反し、またはカードの使用状況が適当でないと当行が判断した場合。

### 第7条(規定の改定)

将来、本規定が改定された場合は、両社がその内容を通知した後に会員がカードを利用したことによって変更事項を承認したものとみなします。

### 第8条(適用関係等)

1. 会員が本カードを利用する場合、会員規約のほか、本規定が適用されます。
2. 本規定に定めのある事項については本規定が優先して適用され、本規定に定めのない事項については、本会員のカード利用については本会員に関する会員規約の規定が、家族会員のカード利用については家族会員に関する会員規約の規定が、それぞれ適用されます。
3. 本規定で特に定めるほか、本規定における用語は、会員規約におけるのと同様の意味を有するものとします。

## 【DREAMe - W JCBカード特約】

本特約は「DREAMe - W JCBカード」の場合に適用となります。

### 第1条(本特約の目的)

本特約は、株式会社中国銀行(以下「当行」という。 )および株式会社ジェシービー(以下「JCB」という。 )が発行するDREAMe - W JCBカード(以下「本カード」という。 )の発行条件および本カードの機能・使用方法等について定めるものです。

## 第2条(本カードの発行・貸与)

1. 本カードは、当行が別に定める中国銀行JCBカード会員規約(以下「クレジットカード規約」という。 )および中銀キャッシュカード規定・中銀JCBキャッシュカード特約(以下併せて「キャッシュカード規定」という。 )ならびに本特約を承認のうえ、クレジットカード規約第1条に定義する本会員(以下「本会員」という。 )となる旨の申込みをするとともに本カードの発行の申込みをし、これに対し当行およびJCB以下「両社」という。 )が承認した場合に発行されるものとします。
2. 前項にもとづいて発行される本カードの所有権は当行に帰属するものとし、当行は前項各号による承認を受けた者に対し、本カードを貸与するものとします(以下、本項にもとづいて本カードの貸与を受けた者を「カード会員」といいます。 )。なお、本カード上には、会員氏名・JCBカード会員番号・JCBカードの有効期限・預金口座番号等が表示されています。
3. 第1項の申込みの際には、本カードのキャッシュカードとしての機能(「キャッシュカード規定」に定められた機能をいい、以下「キャッシュカード機能」という。 )が対応する普通預金口座を、本カードのカード利用代金、手数料等のお支払い口座として届出るものとします。

## 第3条(本カード発行にともなう既存カードの取扱い)

カード会員が本カードの発行前に保有していたお支払い口座のキャッシュカード機能または当行が発行するクレジットカードの機能は、それぞれ以下の時点で失効するものとします。

- (1)キャッシュカード機能の失効 : カード会員が本カードを利用した時点または両社が本カードを発行することを認めた日以降の当行が指定し通知または公表した日
- (2)クレジットカード機能の失効 : 両社が本カードを発行することを認めた日以降の当行が指定し通知または公表した日

## 第4条(有効期限)

1. 本カードの有効期限は、カード上に表示した月の末日までとします。
2. 両社は、カード有効期限までに、退会の申出のない会員で、かつ、両社が審査のうえ引続き会員として認める場合、有効期限を更新した新たなカード(以下「更新カード」という。 )を発行します。
3. 前項にもとづいて更新カードが発行された場合においても、カード会員が更新カードの発行前に保有していた本カードのキャッシュカード機能については、カード会員が更新カードを利用した時点または両社が更新カードを発行することを認めた日以降の当行が指定し通知または公表した日に失効するものとします。

## 第5条(本カードの機能)

1. カード会員は本カードにより、キャッシュカード機能および両社が発行するクレジットカードとしての機能(クレジットカード規約に定められた機能をいい、以下「クレジットカード機能」という。 )を、各々の規定・規約および本特約にしたがって利用することができます。
2. カード会員は、現金自動支払機(以下「CD」という。 )または現金自動預払機(以下「ATM」という。 )において本カードを利用する場合においては、本カード表面に記載されているキャッシュカード機能とクレジットカード機能それぞれについての本カード挿入方向の指示にしたがって、キャッシュカード機能とクレジットカード機能との使い分けをするものとします。
3. 前項の規定にしたがわず、カード会員が本カードの挿入方向を間違えることにより希望取引以外の取引が発生した場合においても、カード会員は、当該希望外取引にもとづく債務についての支払義務を免れないものとします。
4. 本カードのキャッシュカード機能にデビットカード機能が付加された場合において、カード会員が、本カードのデビットカード機能およびクレジットカード機能の両機能を使用できる加盟店において本カードを利用してショッピングをおこなう場合には、本カード提示の際に、いずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申告するものとします。

## 第6条(本カードの機能停止等)

1. 両社は、カード会員と両社との間のクレジットカード契約、およびカード会員と当行との間のキャッシュカード利用契約が有効である場合であっても、以下のいずれかの事由が生じた場合は、本カードの機能またはサービスを停止することがあります。これにともなう不利益・損害等については、両社の故意または過失による場合を除き、両社はいずれも責任を負わないものとします。
  - (1)本カードの再発行のため、カード会員が、当行またはJCBに本カードを返還した場合。
  - (2)本カードに関する諸変更手続きのため、カード会員が、当行またはJCBに本カードを送付し、または預けた場合。
  - (3)CDまたはATMでの利用時に、暗証番号相違、CD・ATMの故障等の理由により本カードが回収された場合。
  - (4)カード会員から当行またはJCBに対して、その貸与された本カードを紛失または盗難に遭った旨の届出があった場合。

2. カード会員が本特約またはクレジットカード規約に違反し、または違反するおそれがあると合理的な理由にもとづき判断した場合には、当行またはJCBはクレジットカード機能を一時停止することができるものとします。

#### **第7条(お支払い口座の変更)**

本カードの申込みの際に届出たお支払い口座は、原則として変更できないものとします。ただし、変更により合理的な理由があると判断される場合には、この限りではありません。

#### **第8条(届出事項の変更)**

1. カード会員が両社に届出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があった場合には、当行所定の方法により遅滞なく当行に届出なければなりません。当行への届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、キャッシュカード機能およびクレジットカード機能に関する暗証番号の変更を希望する場合には、当行所定の方法により遅滞なく当行に届出るものとします。
2. 前項のうち氏名の変更があった場合においては、カード会員は本カードを当行に返還するものとします。なお、この場合には、第10条所定の再発行手続きがとられるものとします。

#### **第9条(紛失・盗難の届出)**

カード会員は、本カードを紛失した場合および盗難された場合には、クレジットカード規約およびキャッシュカード規定の定めるところにしたがって当該紛失または盗難の事実を両社に届出るものとします。

#### **第10条(カードの再発行)**

本カードの紛失・盗難・破損・汚損・氏名の変更を理由に、カード会員が両社に対し本カードの再発行を求めた場合は、両社が審査のうえ原則として本カードを再発行するものとします。この場合、当該カード会員は、当行所定の再発行手数料を支払うものとし、再発行手数料は当行が別途通知または公表いたします(ただし、破損・汚損・氏名の変更による再発行の場合を除きます。)。なお、合理的な理由がある場合はカードを再発行しないことがあります。また、カード会員が紛失・盗難以外の理由により本カードの再発行を求める場合には、当該カード会員が所持する本カードを当行に返還する必要があるものとします。

#### **第11条(カードの返還)**

カード会員は、下記のいずれかの事由が生じた場合には、当行またはJCBの請求により本カードを返還するものとし、これにともなう不利益・損害等については、両社の故意または過失による場合を除き、両社は責任を負わないものとします。

- (1)クレジットカード規約所定の事由により当行およびJCBが運営するクレジットカード取引システムの会員たる資格を喪失した場合(カード会員が任意に退会した場合も含みます。)
- (2)カード会員による本カードのキャッシュカード機能に対応する普通預金口座の利用が、同口座の解約等の事由により不能となった場合。
- (3)カード会員が当行に対し、本カードの利用を取り止める旨の申出をおこない、これを両社が認めた場合。

#### **第12条(カードの回収)**

前条(1)の場合において、当行またはJCBは各々の判断で、利用者に事前の通知・催告等を行うことなく、CDまたはATMやJCBの加盟店等を通じて、本カードを回収できるものとします。この場合、当行から新たにキャッシュカードが交付されるまでの期間において、キャッシュカード機能が利用できないことにもなう不利益・損害等については、両社の故意または過失による場合を除き、両社はいずれも責任を負わないものとします。

#### **第13条(情報共有)**

1. カード会員は、次の各号に定める情報について、本カードの発行、管理等業務遂行上必要な範囲において必要な保護措置をおこなったうえで、両社の間で共有することに、会員はあらかじめ同意するものとします。
  - (1)会員が、両社に対して届出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があり、第8条第1項にもとづいて両社に対して変更の届出があった場合には、当該届出情報。
  - (2)第6条第1項各号、同条第2項、第11条、第12条記載の事項。
  - (3)キャッシュカード規定またはクレジットカード規約に違反した事実。
  - (4)その他本カードの機能の全部または一部の利用の可否判断にかかわる当該カード会員の情報。
2. 両社は、第1項により知り得たカード会員の情報について、カード会員のプライバシーの保護に十分注意を払うものとします。
3. 当行は、本カードの発行業務をJCBおよび第三者に委託するにあたり、委託業務遂行上必要な範囲で、JCBに対し、またはJCBが再委託する第三者に対し、本カードに表示ないし記録される当該カード会員に関する情報を預託します。

#### **第14条(本特約の優先適用)**

1. 本特約とクレジットカード規約またはキャッシュカード規定の内容が両立しない場合は、本特約が優先的に適用されるものとします。
2. 本特約に定めのない事項は、クレジットカード機能についてはクレジットカード規約、キャッシュカード機能についてはキャッシュカード規定が適用になるものとします。

#### **第15条(本特約の改定)**

本特約が改定され、当行がその改定内容を書面その他の方法により通知した後に当該カード会員が本カードを

利用したときは、当該カード会員はその改定を承認したものとみなします。

### 【ショッピングスキップ払い 特約】

( 本特約は、2016年5月以降、当行およびJCBが定める日より有効となります。 )

#### 第1条(総則)

1. 株式会社中国銀行(以下「当行」という。 )および株式会社ジェーシービー(以下「JCB」という。 )所定の会員規約(個人用)(以下「会員規約」という。 )に定める会員は、本特約を承認のうえ、本特約に定めるショッピングスキップ払いを利用することができます。なお、本特約における用語は、会員規約における用法に従うものとします。
2. 会員は、当行が別途定める期日までに会員が支払区分の変更を希望するショッピング利用を特定して申し出、当行が認めた場合、ショッピング利用代金の支払区分を、ショッピング1回払いからショッピングスキップ払いに変更することができます。会員が支払区分の変更を行った場合、カード利用日にショッピングスキップ払いの指定があったものとします。
3. 会員は、1回のショッピング利用代金の一部についてのみ支払区分を変更することはできません。また、電子マネーの入金、カードの付帯サービス料金その他当行が指定する利用代金については、ショッピングスキップ払いへの変更はできません。

#### 第2条(利用可能枠、利用可能な金額、明細)

1. ショッピングスキップ払いの利用可能枠は、会員規約第19条第1項 のショッピング分割払い利用可能枠と共通となります。
2. 会員規約第20条第1項(1)にかかわらず、ショッピング分割払い利用可能枠(会員規約第19条第1項 の利用可能枠)に係る利用残高は、ショッピング分割払いの利用残高とショッピングスキップ払いの利用残高の合計となります。また、ご利用代金明細書においても、ショッピング分割払いの利用残高とショッピングスキップ払い利用残高の合計額が、ショッピング分割払いの利用残高として記載されます。

#### 第3条(支払い)

1. 本会員は、会員が第1条第2項に従いショッピングスキップ払いを指定した場合、ショッピング利用代金額に、以下のショッピングスキップ払い手数料を加算した金額を、標準期間満了日の属する月の翌月から標準期間満了日の属する月の7か月後の月までのうちから会員が指定した月(以下「スキップ指定月」という。 )の約定支払日に一括(1回)で支払うものとします。なお、会員が一度指定した約定支払日を再度変更することはできません。

(ショッピングスキップ払い手数料)

標準期間におけるショッピング利用代金額に対して標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日翌日からスキップ指定月の約定支払日までの経過月数と、当行所定の手数料率(月利)を乗じた金額

2. 本会員は、ショッピングスキップ払いに関する債務の支払いを会員規約末尾に記載の「繰上返済方法」中の「ショッピング分割払い」にかかる規定にもとづいて一括で支払うことができます。

#### 第4条(支払停止の抗弁)

本会員は、支払区分をショッピングスキップ払いに変更して購入した商品もしくは割賦販売法に定める指定権利または提供を受けた役務(以下併せて「商品等」という。 )について、会員規約第29条第2項各号の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品等について、同条の定めに従い、当行への支払いを停止することができるものとします。ただし、同条第6項の各号に加え、ショッピングスキップ払いの対象となった1回のカード利用における支払総額が4万円に満たないときは支払いを停止することはできないものとします。

#### 第5条(遅延損害金)

本会員が、第3条第1項にもとづき支払うべき約定支払額をスキップ指定月の約定支払日に支払わなかった場合には、約定支払額(ただし、ショッピングスキップ払い手数料は除きます。 )に対しその翌日から完済に至るまで、また、会員規約にもとづき当行に対して負担する債務につき期限の利益を喪失した場合には、残債務全額(ただし、ショッピングリボ払い手数料、ショッピング分割払い手数料、ショッピングスキップ払い手数料、金融サービスの手数料および利息ならびに遅延損害金等は除きます。 )に対し期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで、ショッピングスキップ払いに関しては年6.00%、その他の支払区分については会員規約第35条に定める利率を乗じた遅延損害金を支払うものとします。

#### 第6条(期限の利益喪失)

本会員は、ショッピングスキップ払いによるショッピング利用代金にもとづく債務については、会員規約にもとづき会員が支払うべき約定支払額(第3条第1項にもとづき支払うべき約定支払額を含む。 )の支払いを遅滞し、当行から20日以上相当な期間が定められた書面により催告を受けたにもかかわらず、当該書面に記載された期限までに支払わなかったときに期限の利益を喪失するものとします。

ショッピングスキップ払いを利用の場合、割賦販売法で定める以下の法定用語は、カード発行のご案内、会員規

約、ご利用代金明細書において次のとおり読み替えます。

割賦販売法で定める法定用語	読み替え後の用語
包括信用購入あっせんの手数料	ショッピングリボ払い・分割払い・スキップ払い手数料、手数料

### 【JCB LINDA 会員特約】

下記の特約は「DREAMe - S JCB LINDA」会員の方に適用されます。

#### 第1条(カード)

本カードは「JCB LINDA」(以下「本カード」という。)といたします。

#### 第2条(年会費等)

1. 会員は、当行が通知するまで本カードの年会費を免除されるものとします。
2. 前項にかかわらず、会員は月ごとに当行が通知または公表するデータ維持料を支払うものとします。ただし、会員が次の のいずれかの条件を充たす場合、または当行が特に認める場合には、会員は該当する月のデータ維持料の支払いを免除されるものとします。また、学生会員は入会時に書面そのほかの方法により当行へ届出た卒業予定年月まで、データ維持料を免除されるものとします。  
月づきの携帯電話・PHSのご利用料金をJCB LINDAでお支払いの場合  
各月の本カードの約定支払額(本会員が約定支払日にお支払いいただく金額をいい、会員が約定支払日より前に繰上返済した金額は除外されます。)が1万円以上の場合

### 【カーレスキュー365会員特約】

下記の特約・規定は「カーレスキュー365」会員の方に適用されます。

#### 第1条(名称)

本カードは、株式会社中国銀行(以下「当行」という。)および株式会社ジェーシービー(以下両社を「JCB」という。)が発行するもので、「カーレスキュー365」(以下「カード」という。)と称します。

#### 第2条(会員)

本特約、および別途JCBの定める「カーレスキュー365サービス利用規定」および「JCB会員規約」を承認のうえ入会を申込み、JCBが認めた方を会員(以下「会員」という。)とし、カードを貸与します。

#### 第3条(ロードサービスの利用)

会員は、JCBがタイムズレスキュー株式会社(以下「運営者」という。)と提携したロードサービスの提供を受ける場合、別途定めるカーレスキュー365サービス利用規定にもとづく方法により、その提供を受けるものとします。

#### 第4条(会員情報の取扱いおよび保護)

1. 会員は、前条のロードサービスの提供を受けるために必要な会員情報(次項に定めるものをいう。)について、必要な保護措置をとったうえでJCBより運営者に預託されることに同意するものとします。
2. JCBが運営者に預託する会員情報は、JCBが保有する会員情報のうち、次の会員情報に限られるものとします。  
(1)会員の氏名、住所、生年月日、会員番号等、会員が入会申込み時および変更届出時に申出た事項  
(2)入退会の事実
3. 運営者は、ロードサービスの実施に必要な本人の連絡先等の情報を収集できるものとし、当該サービスの実施に必要な最小限の範囲で運営者提携のロードサービス実施者(以下「実施者」という。)に預託できるものとします。また、運営者は、JCBからの預託されたことにより保有する会員情報についても、当該サービスの実施に必要な最小限の範囲で実施者へ再預託できるものとします。
4. 運営者および実施者は、預託された会員情報の保護のため必要な保護措置をとって厳正に管理するとともに、ロードサービスの提供の目的以外に利用しないものとします。

### 【カーレスキュー365サービス利用規定】

#### 第1条(規定の目的等)

1. 本規定は株式会社中国銀行(以下「当行」という。)および株式会社ジェーシービー(以下両社を「JCB」という。)が発行するクレジットカード(以下「カード」という。)を保有する会員(以下「会員」という。)に対して提供するロードサービスに関する事項を定めたものです。
2. 会員はカード会員規約にもとづき、本規定を承認の上、ロードサービスの提供を受けることができます。
3. JCBが必要と認めた場合には、JCBは本規定を変更することがあります。その際JCBは、その改定内容を書面その他の方法により、通知するものとします。

#### 第2条(ロードサービスの機能)

1. ロードサービスとは、JCBがタイムズレスキュー株式会社(以下「運営者」という。)と提携し、日本国内の対象地域でのJCBが認めた会員の運転する車両の事故・故障時の対応サービスおよび付帯サービス等をいいます。

2. ロードサービスの内容は別記「サービス附則」に記載しているとおりとします。
3. 会員は、カード入会申込書の記載項目およびロードサービスの提供に必要なとされる情報が運営者に登録されることに同意するものとします。

### 第3条(ロードサービスの利用方法)

1. 会員は、カーレスキュー365デスクに連絡することによりロードサービスの提供を受けることができます。
2. 会員はロードサービスの提供を受ける場合、カードを提示するものとします。カードの提示のない場合は、前項にかかわらず、会員としてロードサービスの提供を受けられないものとします。
3. カードに表示されている会員以外のご利用できません。

### 第4条(会員の義務)

会員は以下の事項を遵守するものとします。

1. 会員はカードおよびロードサービスの権利を他人に譲渡・貸与・相続または担保提供してはなりません。
2. 会員は常に交通規則を守り、他人に迷惑を及ぼすような行為をしてはなりません。
3. 会員はロードサービス等の提供を受けるとき、運営者提携のサービス実施者(以下「実施者」という。)の指示または注意にしたがうものとします。

### 第5条(ロードサービス時の責任)

ロードサービスは、実施者の責任においておこなわれ、当該サービス提供に起因する車両の損傷、人身事故、損害等については、JCBの故意または過失による場合を除き、JCBは一切その責めを負わないものとします。

### 第6条(ロードサービスを提供できない場合)

以下の から に該当する場合には、ロードサービスが提供できない場合があります。

- 無資格・飲酒運転等で正常な運転ができない場合
- 通常の自動車走行に不適切な場所
- ロードサービスの提供が合理的に不可能と判断される場所
- 危険をとまなう気象状態の場合

### 第7条(権利の喪失)

本規定におけるすべての権利はカード発行時からカードの有効期限までとします。ただし、以下に該当する場合には、カード有効期限到来前といえども、会員としての一切の権利は消滅するものとします。

- ・会員がカードを退会する等会員資格を喪失したとき。
- ・会員がカード会員規約および本規定上の義務に違反し、その違反が重要な違反になるとき。
- ・その他会員の使用が不相当とJCBが合理的に判断した場合

### 第8条(終了、中止、変更等)

1. JCBが必要と認めた場合には、JCBはロードサービス内容の変更もしくは中止、または終了することがあります。その際JCBは、その改定内容を書面その他の方法により、通知するものとします。
2. ロードサービスは、日本国の法律の下に規制されることがあります。

### 第9条(合意管轄裁判所)

会員は、会員とJCBまたは運営者との間で訴訟が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず会員の住所地、またはJCB(会員とJCBとの間の訴訟の場合)もしくは運営者(会員と運営者との間の訴訟の場合)の本社、支店、営業所の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

## 【サービス附則】

### 第1章 サービス内容

#### 第1条(対象車両)

会員が運転中に事故・故障等にあった車両でかつ車両重量3,000kg未満の自家用四輪車。

#### 第2条(無料サービスの内容)

1. 自力走行不能時の現場軽作業サービス  
日本国内現場にて30分以内で実施可能な次の軽作業サービス(ただし、いくつかの作業を合わせておこなった場合は合計所要時間が30分を限度とします。)
  - (1)キー閉じ込み時の開錠サービス
  - (2)バッテリー上がり時のジャンピングサービス
  - (3)パンク時のスペアタイヤ交換による応急措置サービス
  - (4)ガス欠時の給油サービス(作業のみ)
  - (5)落差1m以内でタイヤ1本落輪している場合の落輪車両の引上げサービス
  - (6)その他、エア抜き、ヒューズ交換、プラグ交換、燃料フィルターの交換等、現場対応が可能な軽作業等自力走行不能」とは、物理的に走行不能な場合(例えば、車が大破して動かない場合)かまたは道路交通法上走行が禁止されている場合(例えば、夜間でライトが作動しない場合)をいい、スタッドレスタイヤやチェーン等の装備が無いため雪道等で単にスリップする状態で走行できない場合等は含まないものとします。

## 2. レッカーサービス

事故または故障で自力走行不能となった車両の、現場から移動距離10kmまでを限度とした、レッカーによるけん引または積載車による運搬。

\* 現場軽作業サービスにより自力走行可能となる場合およびキーを紛失した場合は対象外です。

\* 移動先は、原則として、運営者が指定する最寄りの修理工場とします。

## 3. 付帯サービス

会員の自宅から直線距離100km以上遠方における事故または故障で自力走行不能となった車両が修理工場に入庫となった場合、次の各号のいずれか一つの緊急サポートをおこないます。ただし、送迎サービスを除き、重複利用はできません。

(1) レンタカーサービス (1,800ccクラスを6時間まで / ガソリン代は自己負担)

(2) 緊急宿泊費用サービス (上限15,000円)

(3) 帰宅交通費サービス (上限20,000円)

(4) 送迎サービス (緊急宿泊費用サービス利用にともなう宿泊施設までの交通費、帰宅交通費サービス利用にともなう最寄の電車站・バス停までの交通費負担)

交通機関について会員が指定することはできません。

前項について、料金は会員が立替払いをし、運営者が送付した所定請求書用紙等が会員に到達した日または通常到達し得るべき日から1か月以内に、会員が所定請求書および日付・領収印のある領収書を運営者に提出することを条件に月末締め切り・翌月末振込となります。

## 第3条(別料金)

次の各号に定める費用は会員の負担となります。

(1) 電子ロック等特殊構造の鍵や盗難防止装置等が付いているなどにより開錠が困難な車両の運搬・開錠等にかかる費用実費。

(2) バッテリーの充電費用。

(3) タイヤ補修剤等によりパンクの応急処置をおこなう場合の補修費用およびタイヤ補修剤等代金実費。

(4) 給油ガソリン代金実費。

(5) その他、交換・備付等をおこなった部品の代金、および補充・交換等をおこなった消耗品の代金実費。

(6) ドーリーの使用等特殊作業を要する場合の特殊作業費用実費。

(7) 実施者が現場往復に要した有料道路・高速道路等利用料金およびカーフェリー乗船料金等、ならびにサービスの実施に必要な有料駐車場利用料金実費。

(8) タイヤが2本以上落輪している車両の引上サービス費用実費。

(9) 車両が建物等に追衝突等した場合の車両引出し作業費用実費。

(10) 実施者が出勤したにもかかわらずサービス適用外であった場合(出勤後にキャンセルされた場合も含みます。)の出勤費用実費。

## 第4条(有償サービス)

1. 会員が無料サービス以外のサービスを求めた場合は、すべて有償にて、実施者が対応可能な範囲で実施されます。

2. 有償サービスについては、会員と実施者との間の別途有償契約によるものとします。

3. 有償サービスの料金は、特に運営者が認めた場合を除き、現場にて会員に現金またはカードにて実費精算していただきます。

## 第2章 無料サービスで対応できないケース

### 第5条(キーの閉じ込み)

(1) ヘルパー工具を使用して開錠できない場合(特殊構造の鍵・セキュリティ装置付車両等)

(2) 車両が他人名義の場合(ただし、当該名義人その他当該車両のすべての権利者が開錠に承諾した場合を除きます。)

(3) 会員または実施者がスペアキーを取ってくる方が便宜であると運営者および実施者が判断した場合。

### 第6条(落輪・落車等)

(1) タイヤが2本以上落輪している場合、または落輪本数を問わず落差が1mを超える場合の落輪車両引上。

(2) 車両が横転している場合。

### 第7条(天候等)

台風・大雨・暴風・豪雪等の異常気象、地震・津波・噴火等の天災地変、もしくは戦争・暴動、または公権力の行使等により、作業が困難または危険な場合。

### 第8条(対応できない路面状況・地域等)

道路以外(砂浜等)の場所、レース・ラリーを目的とするなど通常の自動車走行に不適な場所、通行禁止道路・季節的閉鎖道路・一般車両が通行できない道路、出勤車両の運行が極めて困難な地域、主務大臣等が通行禁止を指定した地域、離島についてのロードサービスはお断りするケースがあります。

### 第9条(その他)

- (1)故意によるかまたは車両メーカー所定の範囲を超えた使用・改造等による事故・故障等。
- (2)無資格、酒酔い運転、薬物使用等法令上禁止されている状態で運転中の事故・故障等、またはサービス実施後に違法運転がなされるおそれのある車両。
- (3)航空機・船舶・鉄道・自動車等による輸送期間中の事故・故障等。
- (4)違法な改造がなされている車両・車検登録のない車両・特殊工作装置等を装備した車両。
- (5)短期間に同一または類似内容の出動依頼が複数回ある場合。
- (6)第三者の所有物の破損、第三者の権利・利益の制限・侵害等をとまう可能性がある場合に、当該第三者の承諾が得られない場合。

### 第3章 その他

#### 第10条(サービス提供の条件)

次の各号の条件を満たすことが、サービス実施の条件となります。

- (1)カーレスキュー365デスクにサービスの依頼をし、会員番号・氏名・住所等を告知すること。
- (2)会員がサービス実施前に本カードならびに自動車運転免許証を実施者に提示し、サービスを受けた後に運営者所定作業報告書を確認しこれに署名すること。
- (3)サービスの実施にともない当該車両に損傷などが生じ得る可能性が予測される場合に、この損傷などにつき実施者等を免責する旨の念書に会員が署名すること。
- (4)会員が立会うこと。ただし、次号の場合を除きレッカー車によるけん引および積載車による運搬に同行する必要はなく、また会員が負傷等により立会うことができない場合は会員から委任された者による立会いでもこの条件を満たすものとします。
- (5)危険物運搬車両については、危険物取扱者免許の保持者がサービスに同行すること。
- (6)警察への届出を要する事故については、会員が警察への届出を済ませておりかつサービスの実施につき警察の許可を受けていること。
- (7)サービスの実施に必要な実施者の指示にしたがうこと。

#### 第11条(サービスの実施)

サービスは、運営者の取次ぎにより実施者の責任で実施されます。

#### 第12条(サービスの併用)

会員は、同一の事故・故障等につき、本サービスと第三者が提供または手配するサービスとを併用できないものとします。

以上

### 中銀キャッシュカード規定

#### 1.(カードの利用)

普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。)について発行した中銀キャッシュカードおよび貯蓄預金について発行した貯蓄預金カード(以下これらを「カード」といいます。)は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- (1)当行の現金自動預金機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。)を使用して普通預金または貯蓄預金(以下これらを「預金」といいます。)に預入れをする場合
- (2)当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下「提携先」といいます。)の現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。)を使用して預金の払戻しをする場合
- (3)当行の現金自動預入払出兼用機を使用して預金を払戻し、同時にその払戻金を当座勘定、普通預金(払戻口座を除きます。)、貯蓄預金、納税準備預金、定期積金、定期預金(当行所定の種類の定期預金に限ります。))に通帳を使用して預入れをする(以下この取扱いを「振替え」といいます。)場合
- (4)当行の自動振込機(振込をおこなうことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。)を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合
- (5)その他当行所定の取引きをする場合

#### 2.(預金機による預金の預入れ)

- (1)預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順にしたがって、預金機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2)預金機による預入れは、預金機の機種により当行所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当行所定の枚数による金額の範囲内とします。
- (3)預金機での、カードによる預入れについては、入金額は預金機の画面でご確認いただき、受領書の発行はいたしません。

#### 3.(支払機による預金の払戻し)

- (1)支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順にしたがって、支払機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は

必要ありません。

(2)支払機による払戻しは、支払機の機種により当行または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当行所定の金額の範囲内とします。

(3)支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第6条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

#### 4.(現金自動預入払出兼用機による振替え)

(1)現金自動預入払出兼用機を使用して振替えをする場合には、現金自動預入払出兼用機の画面表示等の操作手順にしたがって、現金自動預入払出兼用機に払戻口座のカードおよび入金口座の通帳を挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合、払戻口座の通帳、払戻請求書および入金口座の入金票の提出は必要ありません。

(2)現金自動預入払出兼用機による1回あたりの振替は、当行所定の金額の範囲内とします。

#### 5.(振込機による振込)

振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込みの依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順にしたがって、振込機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

#### 6.(自動機利用手数料等)

(1)預金機、支払機または振込機を使用して預金の預入れ、または払戻しをする場合には、当行および提携先所定の預金機・支払機・振込機の利用に関する手数料(以下「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。

(2)自動機利用手数料は、預金の預入れ、または払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その預入れ、または払戻しをした預金口座から自動的に引落とします。なお、提携先の自動機利用手数料は、当行から提携先に支払います。

(3)振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落とします。

#### 7.(代理人による預金の預入れ、払戻し、振替および振込)

(1)代理人(配偶者、18才以上の子供、親のいずれか1名に限り。)による預金の預入れ・払戻し・振替および振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名(署名)、暗証を届出てください。この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。

(2)代理人カードを使用した取引については、当行は預金名義人本人の指図にもとづく取引とみなし、その効果は預金名義人本人に帰するものとします。

(3)代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。

#### 8.(預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)

(1)停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。

(2)停電、故障等により当行の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。

(3)前項による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に口座番号、氏名(署名)および金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。なお、代理人の場合は本人名も記入してください。また、当行所定の端末機にカードをセットして届出の暗証を入力していただきます。この場合、本人確認資料の提示を求める場合があります。

(4)停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込みの依頼をすることができます。

#### 9.(カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額または振込手数料金額の通帳記入は、通帳が預金機、振込機、当行の支払機もしくは当行の通帳記帳機で使用された場合または当行本支店の窓口へ提出された場合におこないます。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。なお、預入れ、または払戻した金額と自動機利用手数料金額および振込手数料金額は、当行所定の方法にて通帳に記入します。

#### 10.(カード・暗証の管理等)

(1)当行は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払戻しをおこないます。当行の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いします。

(2)カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知して

ください。この通知を受けたときは、ただちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。

(3)カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当店に提出してください。

#### 11.(偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

#### 12.(盗難カードによる払戻し等)

(1)カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知がおこなわれていること

当行の調査に対し、本人より十分な説明がおこなわれていること

当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2)前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知がおこなわれた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前日以降になされた払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しがおこなわれたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3)前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難がおこなわれた日(当該盗難がおこなわれた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いておこなわれた不正な預金払戻しが最初におこなわれた日)から、2年を経過する日後におこなわれた場合には、適用されないものとします。

(4)第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。

当該払戻しがおこなわれたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合

B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般をおこなっている家政婦など)によっておこなわれた場合

C 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明をおこなった場合

戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

#### 13.(カードの紛失、届出事項の変更等)

カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、ただちに本人から当行所定の方法により当店に届出てください。

#### 14.(カードの再発行等)

(1)カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続きをした後におこないます。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

(2)カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

#### 15.(預金機・支払機・振込機への誤入力等)

預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先の支払機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

#### 16.(解約、カードの利用停止等)

(1)預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。なお、当行普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。

(2)カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしただちにカードを当店に返却してください。

(3)次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

第17条に定める規定に違反した場合

預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合

カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

#### 17.(譲渡、質入れの禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

## 18.(規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当行当座勘定規定、普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定、納税準備預金規定、定期積金規定、振替の取扱対象となる定期預金等の各規定および振込規定により取扱います。

以上

## 中銀ICキャッシュカード特約

### 1.(特約の適用範囲等)

- (1)この特約は、ICキャッシュカード(従来のキャッシュカードの機能に加え、全国銀行協会標準仕様のICキャッシュカードとしての機能その他当行所定の取引にかかる機能(以下、かかる機能を総称して「ICチップ提供機能」といいます。))の利用を可能とするカードのことをいいます。)をご利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- (2)この特約は、中銀キャッシュカード規定の一部を構成するとともに同規定と一体として取扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては中銀キャッシュカード規定が適用されるものとします。
- (3)この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは中銀キャッシュカード規定の定義に従います。なお、ICチップ内に蓄積・格納された情報等は、同規定の「電磁的記録」にあたるものとします。

### 2.(ICチップ提供機能の利用範囲)

ICチップ提供機能は、この機能の利用が可能な預金機、支払機および振込機を利用する場合に、提供されません。

### 3.(ICキャッシュカードの利用)

中銀キャッシュカード規定第1条に定める提携先のうち、一部の提携先において、提携先の都合によりICチップ提供機能の利用ができない預金機、支払機および振込機を設置している場合があります。この場合、当該預金機、支払機および振込機では、ICチップの提供機能を利用しない取引を行います。

### 4.(1日あたりの払戻金額)

当行は、当行および提携先の支払機および振込機を利用した預金払戻しにおける1日あたりの限度額について、ICチップ提供機能を利用した払戻である場合と、ICチップ提供機能を利用しない払戻である場合に分けて、それぞれ定めるものとします。

### 5.(有効期限)

- (1)クレジットカード付きのICキャッシュカードには、クレジットカードの有効期限があります。
- (2)クレジットカード付きのICキャッシュカードで当行がクレジットカードの有効期限の更新を了承しないときは、クレジットカードとともに、ICキャッシュカードも、有効期限をもって終了するものとします。この場合、当該カードは契約者本人の責任において破棄するものとします。

### 6.(預金機、支払機および振込機の故障時の取扱い)

預金機、支払機および振込機の故障時には、ICチップ提供機能のご利用はできません。

### 7.(ICチップ読取不能時の取扱い等)

- (1)ICチップの故障等によって、預金機、支払機および振込機においてICチップを読み取ることができなくなった場合には、ICチップ提供機能のご利用はできません。この場合、当行所定の手続にしたがって、すみやかに当行にキャッシュカードの再発行を申し出てください。
- (2)ICチップの故障等によって、預金機、支払機および振込機においてICチップを読み取ることができなくなったことにより損害が生じても、当行は責任を負いません。
- (3)当行の都合により、当行所定の方法でICキャッシュカードの再発行・再交付を行う場合があります。

以上

## デビットカード取引規定

### 1.(適用範囲)

次の各号のうちいずれかのもの(以下加盟店といいます。)に対して、デビットカード(当行が中銀キャッシュカード規定等にもとづいて発行する中銀キャッシュカード等のうち、普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます。)等のカード。以下「カード」といいます。)を提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等(以下「売買取引」といいます。)について当該加盟店に対して負担する債務(以下「売買取引債務」といいます。)を当該カードの預金口座(以下「預金口座」といいます。)から預金の払戻し(総合口座取引規定にもとづく当座貸越による払戻しを含みます。)によって支払う取引(以下「デビットカード取引」といいます。)については、この規定により取扱います。

日本デビットカード推進協議会(以下「協議会」といいます。)所定の加盟店規約(以下「規約」といいます。)を承認のうえ協議会に加盟店として承認され登録された法人または個人(以下「直接加盟店」といいます。)

直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人(以下「間接加盟店」といいます。)  
民法上の組合であり、規約を承認のうえ、協議会に加盟店として登録され、規約所定の加盟店契約を当該組合の代表者を通じて締結したもの(以下「任意組合」といいます。)  
任意組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人(以下「組合事業加盟店」といいます。)

## 2.(利用方法等)

- (1)カードをデビットカード取引に利用するときは、カードを加盟店に設置された端末機(以下「端末機」といいます。)に読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店をしてカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された購入金額を確認したうえで、自ら端末機にカードの暗証番号を入力してください。
- (2)次の場合には、デビットカード取引を行うことはできません。  
停電、故障等により端末機の取扱いができない場合  
1日あたりのカードの利用金額が、当行が定めた範囲を超える場合  
1日あたりのカードの利用金額が、加盟店が定めた最高限度額を超え、または最低限度額に満たない場合  
購入する商品または提供を受ける役務が、加盟店がデビットカード取引を行うことができないものと定めた商品または役務に該当する場合
- (3)次の場合には、カードをデビットカード取引に利用することはできません。  
当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合  
カード(磁気ストライプまたはICチップの電磁的記録を含みます。)が破損している場合

## 3.(デビットカード取引契約等)

前条1項により暗証番号の入力がされた時に、加盟店との間で、端末機に口座引落不能を表す電文が表示されることを解除条件として、売買取引債務を預金口座の預金払戻しによって支払う旨の契約(以下「デビットカード取引契約」といいます。)が成立し、当行に対して、売買取引債務相当額の預金払戻しの指図および当該指図にもとづいて払戻された預金による売買取引債務の弁済の委託がされたものとみなします。この預金払戻しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

## 4.(取引が解消された場合の取扱い)

- (1)デビットカード取引契約が、解除(合意解除を含みます。)、無効または取消等により適法に解消された場合、当該デビットカード取引契約が成立した日の翌日以降は、預金口座の預金の復元を請求することはできないものとします。
- (2)前項の場合、デビットカード取引契約が成立した当日中は、当該デビットカード取引を行った加盟店に、カードおよび加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、加盟店経由で預金口座の預金の復元を請求することができるものとします。  
この場合、自らカードを端末機に読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店をして端末機に読み取らせてください。ただし、端末機から取消の電文を送信することができないときは、預金口座の復元はできません。
- (3)第1項または前項において預金口座の復元ができないときは、加盟店から現金により返金を受ける等、加盟店との間で解決してください。
- (4)デビットカード取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機に暗証番号を入力したためデビットカード取引契約が成立した場合についても、第1項から前項に準じて取扱うものとします。

## 5.(読替規定)

カードをデビットカード取引に利用する場合における中銀キャッシュカード規定の適用については、同規定第7条第1項中「預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合」とあるのは「デビットカード取引」とし、同規定第10条第1項中「支払機または振込機」とあるのは「端末機」とし、第15条中「預金機・支払機・振込機」とあるのは「端末機」とします。

以上

## 偽造・盗難キャッシュカードによる被害発生時に重大な過失または過失となりうる場合

### 1.(お客さまの「重大な過失」となりうる場合)

お客さまの「重大な過失」となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その事例は、典型的には次のとおりです。

- (1)お客さまが他人に暗証番号を知らせた場合
- (2)お客さまが暗証番号をキャッシュカード上に書き記していた場合
- (3)お客さまが他人にキャッシュカードを渡した場合
- (4)その他お客さまに(1)から(3)までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

(注)上記(1)および(3)については、病気の方が介護ヘルパー(介護ヘルパーは業務としてキャッシュカードを預かることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場でおこなった場合)などに対して暗証番号を知らせた上でキャッシュカードを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

## 2.(お客さまの過失となりうる場合)

お客さまの過失となりうる場合の事例は、次のとおりです。

### (1) 次の または に該当する場合

当行から生年月日などの類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけがおこなわれたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合であり、かつ、キャッシュカードをそれらの暗証番号を推測させる書類など(運転免許証、健康保険証、パスポートなど)とともに携行・保管していた場合  
暗証番号を容易に第三者が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合

### (2) 上記(1)のほか、次の のいずれかに該当し、かつ、 のいずれかに該当する場合で、これらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合

#### 暗証番号の管理

当行から生年月日などの類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけがおこなわれたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合  
暗証番号をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など当行の取引以外で使用する暗証番号としても使用していた場合

#### キャッシュカードの管理

キャッシュカードを入れた財布などを自動車内など他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態においた場合  
酪ていなどにより通常の注意義務を果たせなくなるなどキャッシュカードを容易に他人に奪われる状況においた場合

### (3) その他上記(1)、(2)の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

以上